

CLAIR SUMMARY

海外における行政の動き(97年6月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、スイス、イタリア、スペイン、ポルトガル
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 023 (Nov, 10, 1997)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財團 法人 自治体国際化協会

調査部

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

海外における行政の動き(97年6月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、スイス、イタリア、スペイン、ポルトガル
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 023 (Nov, 10, 1997)

1 ニューヨーク事務所 (1997年4月分~97年6月分)

(1) アメリカ合衆国の最近の動向

①新移民法の施行に伴う社会的混乱と訴訟	1
②連邦政府予算個別条項拒否権法に違憲判決	2
③ニューヨーク市教育長の権限強化	2
④ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法をめぐる議論	3
⑤ニュージャージー州における教育財源の学校区間格差問題	4
⑥連邦政府予算個別条項拒否権法に対する訴え棄却	5
⑦ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法問題に決着	6

(2) カナダの最近の動向

①メトロ・トロント統合法案の成立と新市誕生をめぐる問題	7
②カナダ連邦第36回総選挙の結果	8
③自治体に対する負担転嫁問題と FCM の決議	9

2 ロンドン事務所 (1997年2月分~97年6月分)

①科学芸術振興基金構想—労働党が打ち出す	11
②ドイツ、失業者数 戦後最悪に—建設業界の不振が主因	11

③ロンドン地下鉄、近代化計画を見送り－政府予算削減などが理由	12
④自治体の歳出はスコットランドが最大	12
⑤地方団体協議会が地方団体の独自の役割を強調	13
⑥経済競争力の世界番付－英国が躍進、12位に	13
⑦地方団体の効率性向上－中央監査委員会の報告より	13
⑧来年度のカウンシル・タックスの上げ幅	14
⑨総選挙結果－労働党が地滑り的大勝	14
⑩地方選（カウンティー、新設ユニタリー）総選挙と同時に実施される	16
⑪イングランド銀行に金利決定権移管、金融監督機関を統合－財相が画期的な改革	20
⑫現業職員の傷病欠勤が減少	20
⑬新政権の教育改革－私立学生への補助金打ち切りと30人以下のクラス編成	21
⑭女性ユニットを設置－雇用促進、昇進に取り組む	21
⑮揺らぐ無料医療の原則	22
⑯環境省と運輸省が合併	22
⑰カウンシル・タックスの収税率が上昇	23

3 パリ事務所（1997年2月分～97年5月分）

(1) フランス	
①国民議会、マゾー修正案を採択	24
②社会保障制度の収支改善遅れる	24
③フランスの移民、この5年来減少の一途	24
④大統領、最優先課題は「教育」	25
⑤仏首都圏の乗用車通行半減規制措置、4月22日から施行	26
(2) ベルギー	
①ベルギー、野心的な経済収斂プログラムを提出	26
②エコタックス法、EU法規に合致せず	27
③ベルギー世論、「ユーロに関する更なる情報を」	27
(3) ルクセンブルグ	
①ユンケル首相、「下半期の優先課題は税制調和」	28
②OECD、ルクセンブルグに関する年次レポート発表	28
③首相、新たな減税措置を発表	29
(4) スイス	
①経済専門家、政府に改革をアピール	30
②政府、景気立てに入れ5億6,000万スイスフランの減税	30

(5) イタリア	
①ユーロ税の徵収始まる	31
②独伊首相会談、通貨統合は客観的基準で	31
③移民法改正大綱、閣議決定される	31
④政府、年金改革を3ヶ年計画に盛り込む方針	32
(6) スペイン	
①通貨統合賛成派62%に	32
②バスク州、税制面での自治権拡大	33
(7) ポルトガル	
①ポルトガル大統領、中国公式訪問	33
②首相、フランス大統領と会談	33
③首相、通貨統合への参加に自信	34
④自白押しの民営化計画	34
(8) 欧州連合関連	
①EU諸国の購買力ではルクセンブルグがトップ	34
②対EU域外輸出でイタリアが躍進	35
③独仏、ユーロ導入国「財政安定化評議会」設置で合意	35
④EU蔵相理事会、独仏の財政計画を承認	36
⑤EU市民の83%が発展途上国への支援強化に賛成	36
⑥ユーロ導入に関し円卓会議	36

4 シンガポール事務所（1997年3月分～97年5月分）

(1) シンガポール	
①社会開発協議会の発足と地域福祉行政	38
②シンガポール政府、傘下113機関に自主管理権を付与	40
(2) マレーシア	
①政府の要職、マレー系以外への開放進む	42
②マレーシア・ビジョン2020会議を開催	43
③政府、地方自治体の首長勤務制度等の改革に着手	44
(3) フィリピン	
①農業政策	45
②外交政策	47
③治安	48
(4) インドネシア	
①1996年の経済成長率は7.82%	49
②地方税及び徴税に関する新法制定へ	49

(5) タイ	
①タイの地方分権計画	50
(6) ベトナム	
①高速道路の建設、司法制度	52
②ベトナム・シンガポールの工業団地の整備、教育制度	53

5 ソウル事務所（1997年3月分～97年5月分）

①内閣改造関係など	55
②大邱広域市の「公開監査」宣言	55
③四者会談関係	56
④1996年の経済成長率など	56
⑤過消費抑制キャンペーン	56
⑥「'99江原道国際観光博覧会」宣布式	57
⑦与野党首経済会談	57
⑧大統領候補選挙関係	57
⑨清州国際空港の開港	58
⑩食料支援及び四カ国協議関係	58
⑪京釜高速鉄道の手抜き工事関係	59
⑫新韓国党の党内内紛及び与野党の大統領候補関係	59
⑬97年高陽世界花博覧会の開催	60
⑭ソウル市のバス料金引き上げ	60
⑮南北赤十字会談関係	60
⑯亡命者関係	61
⑰第2回東アジア大会の開催	61
⑱経済関係	61

6 シドニー事務所（1997年4月分～97年6月分）

①政府契約者への監視強化	62
②連邦政府から州政府への都市計画に関する権限委譲	62
③連邦政府公務員の状況のレポート	63
④ビクトリア州における公共交通機関及び公営企業の民営化の状況	64
⑤連邦政府公務員法の改革	65
⑥ごみ処理の将来計画案発表	66
⑦NSW州都市計画法の改正	67
⑧共和制導入の是非を問う国民会議について	68

1 ニューヨーク事務所

(1) アメリカ合衆国の最近の動向

①新移民法の施行に伴う社会的混乱と訴訟（1997年4月分）

昨年9月に成立した、米国への移民を制限する新しい連邦法「不法移民の一掃と移民の責任に関する法律」が4月1日発効した。同法は、合法的移民の制限と不法移民を国外追放する政府の権限強化を意図するものである。

同法は、不正な入国や適正なビザの不所持等による不法な移民について、本年9月30日までに合法な移民となる手続きを探るかまたは国外に一旦退去することを求めており、4月1日以降、6ヶ月以上1年未満不法滞在する者は以後3年間、1年以上不法滞在する者は10年間米国への再入国を禁じているほか、外国に住む家族を呼び寄せようとする米国内の移民は、所得が貧困レベル（4人家族の場合年収1万9,500ドル）の125%以上でなければならないとする所得要件を設けており、貧しい合法移民が家族を呼び寄せることを困難にしている。

調査によると、メキシコやエルサルバドルからの多くの移民はこの基準を満たしておらず、同要件については、既にカリフォルニア州で差別的であり違憲であるとして提訴されている。

また、不法移民の多くは同法発効後直ちに強制退去させられるものだと考えたため、相当な不安と混乱に陥っており、米国市民か永住権保持者との結婚で合法滞在のステータスを獲得しようとする結婚ラッシュも発生している。

移民の権利擁護を訴える弁護士グループ等が、同法は移民社会に混乱を引き起こすとして同法発効の延期を求めて提訴していたところ、コロンビア特別区連邦裁判所は3月31日、同法は4月1日に発効するものの、同法による規制の適用については4月1日から4月5日に延期するとする判決を下した。これは、政府は法律の発効前に30日間の周知期間を置かなければならぬと定められているのに対し、司法省が官報に掲載したのが3月6日であったため、その時点から30日を経なければならぬと判断したものである。しかしながら、司法省は同日控訴し、連邦高等裁判所は翌日の4月1日に下級審を覆す判決を下している。

同法については、政治亡命者の取り扱い等に係る規定についても訴訟が提起されるなど、今後本格的な憲法判断が求められるものと見込まれ、今後の司法判断と移民社会に与える影響が注目される。

②連邦政府予算個別条項拒否権法に違憲判決（1997年4月分）

コロンビア特別区連邦裁判所は4月10日、本年1月1日に発効した個別条項拒否権法は法律の制定、または改正について定めた合衆国憲法第1条に抵触し違憲であるとする判決を下した。

個別条項拒否権法は、1994年の中間選挙の際に共和党の政策綱領「アメリカとの契約」の主要項目の一つとして掲げられ、以後両院の支配権を手中にした同党が共和党大統領の選出を視野に入れつつ1996年4月に成立させたものであり、その内容は、連邦議会が可決した歳出予算についてその全体を拒否することなく部分的に却下する裁量権を大統領に与えるというものであったが、発効翌日の1月2日、同法に反対する民主党連邦議員5名及び共和党前連邦議員1名が提訴したため、大統領の同権限行使は当面不可能となっていた。

合衆国憲法第1条は、大統領は提出された法案に対し三つの選択（署名する、拒否する、署名することなく法律として発効させる）を有するにすぎないとしているが、反対派議員は、個別条項拒否は同条に定められた大統領の権限外で立法行為にあたり違憲であると批判していたのに対し、ホワイトハウスや推進派議員は、個別条項拒否権法は適正に成立した法律の執行の際に、大統領に包括的な自由裁量権を与えることとしたものであり、憲法に定められている法律制定手続きに適用されるものではないので違憲とはいえないと反論していた。

本件について今回裁判所では、個別条項の拒否は法律の廃止と同様の意味を持ち、法律の廃止は憲法に定められた適正な手続きに依らなければならぬとしたうえで、同法により議会は法的に委譲することのできない権限を大統領に渡すことになるため明らかに違憲であるとの判断を示した。ホワイトハウス側は、現時点では原告に何ら実質的被害が及んでないため、司法判断にはじまないとも主張していたが、裁判所は既に来年度予算の審議が進行中であり、同法は連邦議員にとってまさに身に迫る危険であるとしてこれも退けた。

今回の判決後、原告被告の双方は連邦最高裁の司法判断を求めて上訴していたが、最高裁では4月23日、5月27日に本件の審査を開始することを決定しており、今後の最終的な司法判断の行方が注目される。

③ニューヨーク市教育長の権限強化（1997年4月分）

ニューヨーク市には、32の学校区があり、市内公立学校には110万人の生徒が通っている。

同公立学校では生徒の読む能力が年々低下していることが指摘されており、改善が求め

られていたが、ニューヨーク市のルディー・クルー教育長は、学校区システムの在り方が改善を妨げているとして教育長の権限強化を求めていたところであった。

その背景には、1969年に小学校、中学校の管理が分権化され各学校区に任せられるようになって以来、校長や学校区教育管理者といった役職に学校区委員の友人や親戚、政治的支持者を選ぶという悪弊がはびこり、長年に渡り改革が求められていたにもかかわらず、果たされていなかったという経緯がある。

これを受けたニューヨーク州では、昨年12月にニューヨーク市教育長の権限を強化する法律を成立させた。同法の下では、教育長が各学校区から提出された候補者名簿から学校区教育管理者を選任する権限を有することとなる。教育長は候補者名簿搭載者についても、納得のいくまで拒否する権限を与えられており、選任された学校区教育管理者は、3年間の任期で契約し、校長の任命権限を与えられるとともに、学力水準評価テストの成績向上等の具体的な達成目標を掲げなければならない。教育長は経緯を監視し、もし目標が達せられない場合には教育管理者を解任することができるほか、学業成績が上がらないことを理由に学校区や学校に干渉することも許されている。

連邦司法省では、この新法が選挙で選ばれた学校区委員の権限を弱めることにより、マイノリティーの権利の侵害にならないか調査していたところであったが、4月1日、同法には何ら問題がないことを承認した。これによりクルー教育長の市内32学校区に対する権限が大幅に強化され、公立学校のシステムを大改革することが可能になった。

今回の決定について、各学校区の委員は地域から権限が奪われること及び自分達に与える影響について懸念している。次回の学校区委員選出選挙は1999年の春まで行われないが、本年6月末には、ほぼ全ての学校区教育管理者の任期が終了することから、これを契機に公立学校をとりまくシステムがどのように変革されていくことになるか注目される。

④ニューヨーク州の賃貸住宅家賃規制法をめぐる議論（1997年5月分）

ニューヨーク州では、州法の賃貸住宅家賃規制法により州内110万戸の賃貸住宅の家賃上昇が制限され、特に、ニューヨーク市では70万戸のアパートのほとんど全てが同法の適用を受けてきたが、本年6月15日の同法失効期限を目前として継続の是非をめぐり激しい議論が戦わされている。

同法はもともと1940年代、戦時中の住宅問題解決のための臨時的な措置として設定されたものであるが、撤廃による世論の反発を恐れる政治的事情によりその後も継続してきたという経緯がある。現行法の内容は家賃の上昇を制限しながらも、年収が2年間に渡り25万ドルを超える高額所得者及び月に2,000ドル以上の家賃を支払っている者については同法の保護の対象としないこととしている。

同法継続の可否をめぐり、ニューヨーク州議会においては、州北部を基盤とする共和党主導の上院が、同法こそ住宅不足を加速し家賃を高騰させる原因であるとして同法を失効させ家賃を市場原理に委ねるべきものと主張するのに対し、ニューヨーク市選出議員の多い民主党主導の下院では、賃貸住宅入居者を保護するため同法を無修正で継続することを主張していた。ジョセフ・ブルーノ上院多数党院内総務（共和党）が強硬に同法継続に反対し、シェルドン・シルヴァー下院議長を始めとするマンハッタンやブルックリン選出の民主党議員がニューヨーク市のジュリアーニ市長（共和党）とともに同法の継続を求める中で、パターキ知事（共和党）は5月11日、妥協案として家賃の額に関わらず所得要件を17万5,000ドルに引き下げること、入居者が転居または死亡した場合には同法の保護を失うこと等を提示した。

しかし、同法継続賛成派からは妥協案は同法の廃止を企図していることには変わりがないとして、また継続反対派からは同法が廃止されるまでに時間がかかりすぎるとして双方とも賛同は得られていない。

パターキ知事案を実施した場合、地域によっては家賃が30%程度高騰する可能性があるとの試算がヴァージニア大学により示される中、同法継続に賛成の市民グループ、反対の不動産業者等の双方はテレビやラジオを使って一般市民に訴える作戦に出ており、賛成派の市民グループは約8,000人規模のデモまで行うという過熱ぶりとなっている。

来年、州知事選での再選を目指すパターキ知事としては、このまま失効期限を迎えてしまうことだけは避けなければならないとしているが、依然として妥協点は見いだされておらず、今後の対応と世論の反応が注目される。

⑤ニュージャージー州における教育財源の学校区間格差問題（1997年5月分）

ニュージャージー州では、州憲法により「完全にして効率的な教育」の達成が求められているが、学校教育を管轄する学校区の財源が財産税に依存してきたことから、郊外の学校区が裕福になる一方、都市部の学校区は十分な財源が得られず特別の援助を必要とするという財政格差が生じてきた。その格差縮小はここ30年間にわたり歴代州知事の課題となってきたところであり、70年代後半には州所得税の導入により学校区へ財源付与する方式も導入された。

所得税減税を主要公約として当選を果たした現クリスティーン・トッド・ホイットマン知事（共和党）は、州憲法の要請する教育達成に重要なのは金ではなく教育カリキュラムであるとして、昨年「包括的教育改善及び財政法」を成立させ、新しい教育カリキュラムの基準を示したところである。これに対して、ニュージャージー州最高裁判所は5月15日、5対1の多数により同法は学校区間の経済格差を縮小させるのに十分ではなく州憲法

に違反するとの判決を下した。

裁判所は、同法による改善計画の重要性は認めつつも、改善のためには援助を要すると認められる学校区に対し、より多額の支出を講じなければならないとして、97年9月までに28の都市部学校区に対して更なる財源措置を講じるよう命じている。28学校区における生徒一人当たりの教育関係支出は、7,150ドルであるが、これをその他の裕福な学校区の8,200ドルにまで引き上げることが求められており、所要額は総額で1億3,000万ドルから2億4,800万ドルになるものとみられる。

今回の判決について、同知事は遺憾の意を示しながらも、裕福な学校区の予算を削減して貧困な学校区に配分し直すようなことはしない旨説明しており、今後の対応が注目されるが、同知事が来年1月で1期目の任期を終了することから、同知事対抗馬の民主党関係者は、早速「ホイットマン知事の施策により州の教育は危機に瀕している。」として同知事を非難している。

もっとも、同州の学校区間財政格差問題は、前記のとおり過去30年にわたる問題で、ホイットマン知事（共和党）の責任にのみ帰せられるものではないため、それ程決定的なダメージを受けることはないものとみられる。

⑥連邦政府予算個別条項拒否権法に対する訴え棄却（1997年6月分）

連邦最高裁判所は6月26日、連邦議会が可決した歳出予算についてその全体を拒否することなく部分的に却下する裁量権を大統領に与える個別条項拒否権法は法律の制定又は改正について定めた合衆国憲法第1条に抵触し違憲であるとした下級審判決を7対2の多数で退け、クリントン大統領の同法による権限行使に道を開いた。

同法は、1994年の中間選挙の際に共和党の政策綱領「アメリカとの契約」の主要項目の一つとして掲げられ、以後両院の支配権を手中にした同党が1996年4月に成立させたものである。発効翌日の本年1月2日、同法に反対する民主党連邦議員5名及び共和党前連邦議員1名が提訴したため、大統領の同権限行使は当面不可能となっており、4月10日にはコロンビア特別区連邦裁判所において、「個別条項の拒否は法律の廃止と同様の意味を持ち、同法により議会は法的に委譲することのできない権限を大統領にわたすことになるため明らかに違憲である」との判断が示されたが、その後原告被告の双方は連邦最高裁の司法判断を求めて上訴していた。

今回最高裁は、個別条項の拒否自体が合憲か否かについては判断を下さず、議員側の訴えはあまりに抽象的であり現段階では同法による具体的、個人的な被害が認められないため訴える権利がないとした。また、同法により委譲することのできない権限を大統領にわたすことになるとした下級審の判断については、議会側は同法を廃止することや歳出法案

声を無視して成立したものである事実は否めない。

新民主党議員等が主張するごとく、新法反対の声が結集し、次の州総選挙で与党進歩保守党が敗退し、新法の施行に影響を与えることとなるか、あるいは新法の規定どおり、1998年1月1日を期してメガシティ・トロントが成立し、巨大ながらも強力にして効率的な新市が誕生することになるのか、なお、その動向を注目していく必要がある。

②カナダ連邦第36回総選挙の結果（1997年5月分）

6月2日、第36回目のカナダ連邦議会下院の総選挙が実施された。1993年10月の総選挙では、カナダ政界の大地殻変動が生じ、当時政権を担っていた保守党が完敗し僅か2議席、最下位に転落した反面、野党自由党が当時の定数295議席の過半数を30議席も上回る178議席を獲得し、単独与党へと大躍進を果たした。

これにより政権を獲得したジャン・クレチエン首相は、公約に則り連邦政府予算における赤字の削減、物価上昇率や利子率の抑制、雇用創出に取り組んできた。利子率は過去40年間で最低のレベルとなったほか、赤字額は公約以上のペースで削減され、財政再建の道筋が確立されたこともあり、自由党政権としては（5年間の任期のため来年10月までに選挙すればよいが）人気の低落しないうちに解散し、信任を得る作戦に出たようである。

今回の総選挙では、国勢調査人口の増加に伴い、総議席数が前回の295から301議席へと6議席の増となったほか、選挙期間が47日から36日へと短縮されたが、選挙期間を通じて解散当初時点では争点らしい争点もなかったものの、その後の選挙戦を通じ失業問題とケベック州分離問題が大きく浮上することとなった。

失業率は自由党政権発足時の11%台より低下したとはいえ、9.5%と米国の2倍近い率となっているため、野党各党から強い批判が寄せられた。もっとも、カナダとアメリカでは統計上、失業率の算出の仕方が異なっており（例えば、米国では受刑者は失業者に算入されないが、カナダでは算入されるほか、米国では雇用センターに報告したうえ実際に職を探している者だけ算入されるのに対し、カナダでは求人広告を見て職を探している者も失業者に算入される点などいくつかの差がある）、カナダが名目的に米国の2倍というのは実質的に同率に等しいと指摘する専門家もあることに注意すべきであろう。

ケベック問題は、選挙戦の後半で、西部州を地盤とする改革党（Reform Party）がケベック分離派を批判するとともに、これに煮えきらない態度を示すとして自由党政権を弾劾したことに伴い、急きょ大きな争点として浮かび上がった。カナダの国家としての統合性の根幹に関わる問題だけに、フランス系の分離派に反発する英國系人種の多い西部州を中心として自由党は議席増を果たし（50議席から60議席へと20%の増）、野党第一

党（選挙前は野党第二党）に躍進した。反面、ケベック連合党（Bloc Quebecois）は50議席から44議席へと転落したものの野党第二党の立場にある。改革党が西部州の地域政党、ケベック連合党が、ケベック州の地域政党の域を出ないのに対し、全国政党たる進歩保守党、新民主党は今回もそれら地域政党の後塵を拝することとなった。

もっとも、前回歴史的敗北を喫した進歩保守党は、若き党首ジャン・シャレーのもと、2議席から20議席へと10倍増、新民主党は9議席から21議席へと増加した（なお無所属は4から1議席へ減）。

これに対し、与党の自由党は174議席から155議席へと19議席を減らしたもの、辛うじて301総議席の過半数を制し、政権を維持することとなったが、前回に比べ得票率を落としているだけに、今後の政権運営には一段の努力が必要とされることとなった。こうした選挙結果に対し、カナダ国民は総じて落胆もしない反面、満足感も得ていないようであり、カナダ政治における割り切れなさが一段と増した感がある。

③自治体に対する負担転嫁問題とFCMの決議（1997年6月分）

自治体の財源調達問題は、カナダにおいても全自治体共通の積年の重要課題であることは言うまでもないが、近年はとりわけ連邦政府と自治体、州政府と自治体との政府間財政関係、なかんづく上位政府から下位政府への負担転嫁問題が大きな課題として取り上げられつつある。

自治体にとっての最も重要な関心事項は、法令により新たに追加された事務・事業や益々増大する地域の行政需要や責務に対応して、その経費に見合うような財源を予測どおり調達していく能力があるかどうかという点である。カナダの地方自治体の主要財源は財産税（Property tax）であるが、近年財産税は、自治体財源の中でその重要性を低下させつゝあるほか、構造的に逆進性を持っているため実体的に不平等であり、かつ現実社会の変化に適応しがたい硬直性を帶びているという問題を抱えている。

結果的に大半の州で、自治体は連邦及び州政府からの移転財源に依存する度合いが高まり、特に条件付補助金に依存する傾向が強まったが、条件付補助金の使途限定性と財源的不安定性が自治体の大きな不満の種となっている。地域住民のニーズに即し、長期的計画のもとに優先順位に従って事務事業を執行しようとする自治体の行財政運営に、条件付補助金はうまくマッチしないという欠陥を持っていることは、我が国におけるそれと同様である。

とりわけカナダは、最近、連邦・州政府が自らの財政危機に対応するため、突然あるいは事前協議なしに補助金・負担金を廃止し、または削減したり、自治体の課税に対する特別措置を講じたりする事態が生じるに及び、自治体は緊急避難的に増税せざるを得ない状

況に追い込まれている。1992年12月、連邦財政大臣が連邦保有財産に対する財産税の2年間凍結を公表した際には、大半の自治体が1993年度予算を採択した後であったため、重大な影響を及ぼしたが、最近では、連邦空港や港湾、漁港等を自治体に強制的に移管したり、住宅補助金を廃止し、道路補助金を削減する等の事例が続出するに及び、全国的に自治体から大きな不満が寄せられている。

こうした状況の中で、6月上旬、カナダ自治体連盟（F C M）の60周年記念大会が連邦首都のオタワで開催されたが、自治体に対する負担転嫁問題が同大会の主要議題として取り上げられた。「F C Mは、連邦赤字の削減の必要性について理解するが、経費や責任を自治体政府に転嫁することには断固反対する。」との意向が確認され、大会最終日の6月9日には、「財産税を補完するため、「州の所得税及び売上税の一部を自治体に譲与するよう求める」旨の決議も採択された。

2 ロンドン事務所

①科学芸術振興基金構想—労働党が打ち出す（1997年2月分）

労働党は、2月3日、科学芸術分野の若い才能を発掘、育成する機関「全国科学芸術振興基金」（N E S T A）の骨子を発表した。

計画によれば、N E S T Aは2000年をめどに、宝くじ益を充てて設立される。運営方針は、文化遺産保護団体「ナショナル・トラスト」が土地や建造物の寄付を奨励しているように、科学芸術分野の名士から著作権や特許使用料の寄付を募り、既存の官民の団体を通じて次世代の若い才能を育てる。こうした寄付については、税制優遇措置を設けることも検討中であるという。ブレア労働党党首は、「21世紀の英国は建物ではなく才能を支援する。」と述べているが、芸術界の大御所の反応は様々だ。ポール・マッカートニー やエルトン・ジョンは関心を示していると報じられ、特にシングルの印税をエイズ基金に寄付しているエルトン・ジョンは、N E S T Aに参画する可能性が高いと見られている。

②ドイツ、失業者数 戦後最悪に一建設業界の不振が主因（1997年2月分）

ドイツの連邦雇用庁（B A）は、2月6日、1月の失業者数を発表した。これによると、失業者数は、前月比51万人増の465万8千人を記録。1933年の6百万人に次ぐ戦後最悪の記録となった。これに伴い失業率も12月の10.8%から12.2%に急上昇し1ヶ月間の上昇率としては過去最高の数字となった。

B Aのヤゴダ長官は、失業者の急増について、新規失業届105万件のうち26万件が建設業界から提出されていることを指摘。同業界が不振にあえぐ中、悪天候法改正に伴う政府助成金が廃止されたことで企業への負担が増し、解雇に拍車がかかったと分析している。

B Aの発表を受けたブリューム労働相は、政府と労使の代表から成る「労働のための同盟」に、改めて努力を呼びかけた。同団体は昨年2月に失業問題など緊急の経済課題を協議するために発足したもので、今世紀内に失業者数半減などの目標を掲げている。

③ロンドン地下鉄、近代化計画を見送り—政府予算削減などが理由

(1997年2月分)

ロンドン交通局は、2月19日、今後3年で7億ポンド投じて実施する予定だった老朽化のすすむ首都圏地下鉄の近代化計画を棚上げすることを発表した。これで、ただでさえ遅れている設備改善がさらに遅れ、全線にわたるサービス低下につながりそうだ。

同局のピーター・フォード会長は、政府の予算削減とジュビリー線延長工事の予想以上のコスト高を理由に挙げ、クラーク蔵相に地下鉄への予算削減の撤回を求めた。

長年の懸案事項であるノーザン線の近代化計画は4年間繰り延べられ、ディストリクト線の改良工事も来年度以降に持ち越される。ピカデリー線の車両と管制室の改良も棚上げとなり、オックスフォード・サーカス、コベントガーデン、モーデンなど主要駅の改善も見送られる。これに対して、地下鉄利用者の団体から早くも怒りの声がでている。

フォード会長は、政府との間で地下鉄の民営化計画が煮詰まっていることを明らかにしている。労働党も予算の復活は難しいと見ており、近代化事業推進のために官民のパートナーシップを提唱している。

④自治体の歳出はスコットランドが最大 (1997年2月分)

スコットランド省に委託された2つの民間コンサルタント会社の調査から、スコットランドの自治体サービスの経費は、イングランド及びウェールズに比べて多額に上ることが明らかになった。調査によると、比較不可能な要因を除けば、1994年度のスコットランドの一人当たりのサービス経費の総額は、イングランドに比べて19.1%、ウェールズに比べて9.6%多い。一人当たりの金額では、教育、社会福祉、道路及び交通、環境、レジャー及びレクリエーションの5項目において、イングランドより181ポンド多い。

スコットランドの公共支出が比較的多いことは以前から知られているが、このことは、スコットランド議会の創設はスコットランドの多額の歳出に対するイングランドからの批判を引き起こすことになるとして、地方分権の議論の中で反対者から問題提起されている。コンサルタントは、この支出額の幅を説明するには更なる分析が必要であるとしているが、その要因は、スコットランドの人口密度の低さや社会経済状況にあるのではなく、歳出に対する議員の意思決定に左右されるのではないかと指摘している。

スコットランドの地方議会のリーダーらは、この結果は昨年4月のスコットランドの地方団体再編前の93年及び94年度の歳出に基づくものであり、今年度は再編により財政支出の縮小を強いられているとしている。

(ファイナンシャル・タイムズ 2月22日号より)

⑤地方団体協議会が地方団体の独自の役割を強調（1997年2月分）

カウンティ協議会、ディストリクト協議会、ロンドン・大都市協議会の3団体が合併し、4月1日に正式に活動を開始することになっている地方団体協議会が、「新たなパートナーシップのための指針」を発行した。この指針では、地方団体の役割拡大及び中央と地方とのより建設的な関係を提案し、総選挙後、中央政府との間で地方団体の役割と機能に関する合意を取りつけたいとしている。

当協議会は、中央から地方へ権限を委譲し、地方団体が当該区域の利害関係に関してより幅広い権利を有し、地域社会においてリーダーシップを發揮できるような独自の役割を持つことを要求している。

(サーベイナー 1月30日号より)

⑥経済競争力の世界番付—英国が躍進、12位に（1997年3月分）

スイスのシンクタンク、国際経営開発研究所（IMD）によると、昨年の世界各国の経済競争力を比較した番付の中間発表で、英国の総合順位は1995年度の19位から12位へと躍進し、11位の日本のすぐ後についた。一方、統合による経済の痛手を引きずるドイツは10位から14位に落ちた。

IMDの番付は、経済成長、貿易、投資、税、雇用、教育、科学技術などをカバーする233項目における46カ国の比較で、中間発表は、全項目のうち63%のデータが処理された時点でまとめられた。分野別では、英国は国際性で6位、金融で7位だったが、人材の扱いでは22位だった。

英国の総合順位の急伸についてIMDは、「他の欧州諸国に比べて力強い経済成長、失業者の減少などに特徴づけられる英国の順調な1年間の成果」と評した。苦しい選挙戦を戦う保守党にとって、この番付での健闘は、国内経済の上首尾を印象づける絶好の宣伝材料となりそうだ。

(英国ニュースダイジェスト 4月3日号より抜粋)

⑦地方団体の効率性向上—中央監査委員会の報告より（1997年3月分）

行政効率の低かった地方団体が昨年は効率性を上げたが、同じタイプの地方団体の間でもまだ大きな開きがある。3月6日に発行された中央監査委員会の報告はこのように指摘している。

イングランド及びウェールズにおける地方団体の年間指標は、今回で3回目だが、初回の93年度以降、行政効率の低い団体は大幅に改善している。例えば、徴税に関しては、1994年度は徴税率が81%で最も低かった15団体が、昨年は86%まで改善した。徴税率は、定住率が高く富裕な地域の方が貧困な都心部より高い。中央監査委員会は最も貧困な地域で徴税率93%、それ以外の地域ではそれ以上を目標にしている。94年度と95年度を比較すると、ほとんどの団体で徴税率が向上しているが、徴税費用に関しては、近隣自治体の間でも大きな差違が生じている。

このような差違は財政面だけではなく、例えば、食品加工工場、玩具製造工場等の通商基準検査にも大きな違いが認められる。監査委員会は、このような差違を正当化するのは難しく、執行率の低い団体において消費者保護法が遵守されているか疑問であるとしている。

また、不動産所有者が当該不動産を売却する場合に必要とされる土地登録調査も平均実施率87%に対して5%の団体があるなど大きな開きがある。この調査料は自治体が独自で定めることができ、その幅は40ポンドから120ポンドと大きいが、監査委員会は調査料と調査実施の早さに相関性がないと指摘している。

(ファイナンシャル・タイムズ紙 3月6日より)

⑧来年度のカウンシル・タックスの上げ幅（1997年3月分）

イングランド及びウェールズの来年度のカウンシル・タックスは今年度より平均6.5%、額にして41ポンド上がる。これに対してスコットランドは平均10.7%と上げ幅が大きい。公認公共財務会計協会によると、タックス平均値である価格区分Dの平均値は、イングランドで690ポンド弱、ウェールズでは494ポンドとなっている。また、スコットランド地方団体総会によると、スコットランドの平均は783ポンドになる。

カウンシル・タックスの額は、地方団体によって大きく異なり、最も高いのはリバプールの平均1,110ポンド。これに対してロンドンのウエストミンスター区は平均304ポンドでロンドン区の平均655ポンドに比べてもかなり低い。

(デイリー・テレグラフ紙及びファイナンシャル・タイムズ紙 3月7日より)

⑨総選挙結果 — 労働党が地滑り的大勝（1997年4月分）

5月1日の総選挙（下院選、定数659）では、即日開票の結果、労働党が419議席

を獲得、戦後最大の地滑り的勝利を達成した。トニー・ブレア党首（43）は、翌2日、正式に首相に就任した。一方、保守党は半数以上の議席を失った他、スコットランドとウェールズで全議席を失うという惨敗を喫し、内閣閣僚6名、閣外（内）相クラス13人が落選した。今回の選挙結果は、18年に及ぶ保守党長期政権下で一連の政治腐敗や狂牛病禍、欧州政策を巡る党内抗争、景況感の欠落などに不満を抱いた国民が、党綱領・政策の刷新で中流階級の取り込みに成功した新生労働党に希望を託したものとみられる。

各党の議席数は以下のとおり。

政党名	議席数
労働党	419議席
保守党	165議席
自由民主党	46議席
アルスター統一党	10議席
スコットランド国民党	6議席
プライド・クムリ党	4議席
社会民主労働党	3議席
シンフェイン党	2議席
民主王党派党	2議席
連合王国王党派党	1議席
無所属	1議席

なお、労働党の選挙宣言のうち地方行財政に関する主な点は以下の通り。今後、これらの点に関する新施策が打ち出される。

- ・スコットランド議会及びウェールズ評議会の設立を問う直接投票を97年秋までに実施する。
- ・ロンドンに直接選挙によって選出される首長及び議会を設置する。この組織の職務は、ロンドン区の職務と重なるものではなく、ロンドン全域にわたる経済改革、計画、治安維持、交通、環境保護に関して責任を負う。
- ・直接選挙によって選出される広域議会の設立を認める法案を作成する。広域議会の設立は住民の直接投票によって地域ごとに決められるものであり、全国統一に広域議会の設立を求めるものではない。
- ・市長公選制をパイロット的に導入し、市長に実質的な行政権限を持たせる。
- ・強制競争入札（CCT）を廃止し、民営化の促進も控え、これらに代わってサービスの質を確保する手段を新設する。
- ・全自治体は、サービス改善目標を示した計画を作成し、その達成を要求される。監査委員会は、その執行を監督するための権限を付与される。
- ・全自治体は、地域環境の保護、促進のための計画の採択を要求される。

（英国ニュースダイジェスト5月8日号、UK ういーくりーNo. 212、タイムズ紙4月4日他）

⑩地方選（カウンティー、新設ユニタリー）総選挙と同時に実施される

(1997年4月分)

5月1日、総選挙と一緒に、カウンティーの議員選挙及び一層制地方団体であるユニタリー（1998年新設分）の影の議員選挙が実施された。

総選挙では惨敗した保守党だが、カウンティーの選挙では、以前から過半数を占めていた バッキンガムシャーに加え、7つのカウンティーで過半数を獲得し、支配政党となつた。前回の93年地方選挙では伝統的な支配地域で多くの議席を失った保守党が、今回の選挙で、旧労働党及び自由民主党支配地域から過半数を奪い、挽回した。一方、労働党は、以前から過半数を占めていた7団体に加え、新たに2団体で支配政党となつた。また、自由民主党は前回、5団体で過半数を獲得していたが、今回、そのうちの4団体で支配を失つた。

ユニタリーの選挙は、来年春の新団体設立に向けて議員を選出する、いわゆる影の議員選挙である。労働党が、半数以上の団体で過半数を獲得し、勝利を収めた。

地方選挙の結果は、次頁のとおり。

(タイムズ紙5月3日、ファイナンシャル・タイムズ紙5月3日他より)

1997年地方選挙結果(カウンティー)

COUNTY	旧支配政党	支配政党	保守党	労働党	自由民主党	無所属	諸派	欠員	合計
Bedfordshire	なし	保守党	25	14	10	0	0	0	49
			51.0%	28.6%	20.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
Berkshire	なし	なし	16	24	33	2	1	0	76
			21.1%	31.6%	43.4%	2.6%	1.3%	0.0%	
Buckinghamshire	保守党	保守党	38	5	10	1	0	0	54
			70.4%	9.3%	18.5%	1.9%	0.0%	0.0%	
Cambridgeshire	なし	保守党	40	19	17	1	0	0	77
			51.9%	24.7%	22.1%	1.3%	0.0%	0.0%	
Cheshire	なし	労働党	22	37	12	0	0	0	71
			31.0%	52.1%	16.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
Cornwall	自由民主党	なし	8	7	39	21	4	0	79
			10.1%	8.9%	49.4%	26.6%	5.1%	0.0%	
Cumbria	なし	労働党	23	44	12	4	0	0	83
			27.7%	53.0%	14.5%	4.8%	0.0%	0.0%	
Derbyshire	労働党	労働党	12	45	6	1	0	0	64
			18.8%	70.3%	9.4%	1.6%	0.0%	0.0%	
Devon	なし	なし	21	20	37	4	3	0	85
			24.7%	23.5%	43.5%	4.7%	3.5%	0.0%	
Dorset	なし	なし	15	5	21	1	0	0	42
			35.7%	11.9%	50.0%	2.4%	0.0%	0.0%	
Durham	労働党	労働党	2	53	2	4	0	0	61
			3.3%	86.9%	3.3%	6.6%	0.0%	0.0%	
East Sussex	自由民主党	なし	21	7	16	0	0	0	44
			47.7%	15.9%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
Essex	なし	なし	44	33	20	1	0	0	98
			44.9%	33.7%	20.4%	1.0%	0.0%	0.0%	
Gloucestershire	なし	なし	21	18	22	1	1	0	63
			33.3%	28.6%	34.9%	1.6%	1.6%	0.0%	
Hampshire	自由民主党	保守党	43	8	21	1	1	0	74
			58.1%	10.8%	28.4%	1.4%	1.4%	0.0%	
Hereford&W'r	なし	なし	25	22	8	1	1	0	57
			43.9%	38.6%	14.0%	1.8%	1.8%	0.0%	
Hertfordshire	なし	なし	38	30	9	0	0	0	77
			49.4%	39.0%	11.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
Kent	なし	保守党	50	30	19	0	0	0	99
			50.5%	30.3%	19.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
Lancashire	労働党	労働党	29	60	8	0	1	1	99
			29.3%	60.6%	8.1%	0.0%	1.0%	1.0%	
Leicestershire	なし	なし	25	17	11	1	0	0	54
			46.3%	31.5%	20.4%	1.9%	0.0%	0.0%	
Lincolnshire	なし	保守党	43	19	11	3	0	0	76
			56.6%	25.0%	14.5%	3.9%	0.0%	0.0%	
Norfolk	なし	なし	36	34	13	1	0	0	84
			42.9%	40.5%	15.5%	1.2%	0.0%	0.0%	
Northamptonshir	労働党	労働党	27	37	4	0	0	0	68
			39.7%	54.4%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
Northumberland	労働党	労働党	13	43	8	2	0	0	66
			19.7%	65.2%	12.1%	3.0%	0.0%	0.0%	

1997年地方選挙結果(カウンティー)

COUNTY	旧支配政党	支配政党	保守党	労働党	自由民主党	無所属	諸派	欠員	合計
North Yorkshire	なし	なし	35	12	21	6	0	0	74
			47.3%	16.2%	28.4%	8.1%	0.0%	0.0%	
Nottinghamshire	労働党	労働党	19	64	5	0	0	0	88
			21.6%	72.7%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
Oxfordshire	なし	なし	27	22	19	0	2	0	70
			38.6%	31.4%	27.1%	0.0%	2.9%	0.0%	
Shropshire	なし	なし	23	23	14	6	0	0	66
			34.8%	34.8%	21.2%	9.1%	0.0%	0.0%	
Somerset	自由民主党	自由民主党	17	3	37	0	0	0	57
			29.8%	5.3%	64.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
Staffordshire			20	40	2	0	0	0	62
			32.3%	64.5%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
Suffolk			31	33	15	1	0	0	80
			38.8%	41.3%	18.8%	1.3%	0.0%	0.0%	
Surrey			47	6	17	6	0	0	76
			61.8%	7.9%	22.4%	7.9%	0.0%	0.0%	
Warwickshire			22	31	8	0	1	0	62
			35.5%	50.0%	12.9%	0.0%	1.6%	0.0%	
West Sussex			37	9	24	1	0	0	71
			52.1%	12.7%	33.8%	1.4%	0.0%	0.0%	
Wiltshire			22	4	20	1	0	0	47
			46.8%	8.5%	42.6%	2.1%	0.0%	0.0%	
			937	878	551	71	15	1	2,453
			38.2%	35.8%	22.5%	2.9%	0.6%	0.0%	

1997年地方選挙結果(ユニアリ一)

	支配政党	保守党	労働党	自由民主党	無所属	諸派	合計
Bracknell Forest	保守党	23	17	0	0	0	40
		57.5%	42.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
Newbury	自由民主党	15	0	38	1	0	54
		27.8%	0.0%	70.4%	1.9%	0.0%	
Reading	労働党	3	36	6	0	0	45
		6.7%	80.0%	13.3%	0.0%	0.0%	
Slough	労働党	4	34	0	3	0	41
		9.8%	82.9%	0.0%	7.3%	0.0%	
Windsor & M'head	なし	22	0	29	1	6	58
		37.9%	0.0%	50.0%	1.7%	10.3%	
Wokingham	保守党	31	23	0	0	0	54
		57.4%	42.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
Peterborough	なし	24	27	2	1	3	57
		42.1%	47.4%	3.5%	1.8%	5.3%	
Halton	労働党	1	47	8	0	0	56
		1.8%	83.9%	14.3%	0.0%	0.0%	
Warrington	労働党	4	45	11	0	0	60
		6.7%	75.0%	18.3%	0.0%	0.0%	
Plymouth	労働党	13	47	0	0	0	60
		21.7%	78.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
Torbay	自由民主党	11	2	23	0	0	36
		30.6%	5.6%	63.9%	0.0%	0.0%	
Southend	なし	18	7	14	0	0	39
		46.2%	17.9%	35.9%	0.0%	0.0%	
Thurrock	労働党	3	46	0	0	0	49
		6.1%	93.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
Herefordshire	自由民主党	8	2	33	16	1	60
		13.3%	3.3%	55.0%	26.7%	1.7%	
Medway Towns	なし	20	39	21	0	0	80
		25.0%	48.8%	26.3%	0.0%	0.0%	
Blackburn	労働党	12	46	4	0	0	62
		19.4%	74.2%	6.5%	0.0%	0.0%	
Blackpool	労働党	7	34	3	0	0	44
		15.9%	77.3%	6.8%	0.0%	0.0%	
Nottingham	労働党	3	50	2	0	0	55
		5.5%	90.9%	3.6%	0.0%	0.0%	
Wrekin	労働党	9	38	4	2	1	54
		16.7%	70.4%	7.4%	3.7%	1.9%	

⑪イングランド銀行に金利決定権移管、金融監督機関を統合－蔵相が画期的な改革 (1997年5月分)

ブラウン蔵相は、5月6日、イングランド銀行のジョージ総裁との会談後、金利決定権を政府から同行に移管するという改革案を発表した。

これによりイングランド銀行の独立性が高まり、ドイツなどの中央銀行の形態に近づくことになる。蔵相はこれで、「短期的党利に基づく政治判断が、金利政策に影響を与えていた」との見方を一掃できる、としている。

具体的に金利決定にあたるのは、イングランド銀行内に新設される金融政策委員会。同委員会は、総裁、副総裁2人（うち1人は法改正後任命）、役員2人、外部の専門家4人の計9人で構成される。政府が設定したインフレ率目標数値の達成は、今後イングランド銀行の責任となり、月例会議の議事録は6週間以内に公表される。従来通り四半期ごとのインフレ率が政府に報告されるのに加え、政策に関してはこれまでより頻繁に下院で答申を求められると予想されている。

また、ブラウン蔵相は、5月20日、イングランド銀行や投資運用監督機関（IMRO）などの金融監督諸機能を、証券投資委員会（SIB）の管轄下に統合するという抜本的な改革案を発表した。金融業務の複雑化にともない、監督制度を一本化して投資家の利益を保護することが狙いだ。

（英国ニュースダイジェスト5月15日号、5月29日号）

⑫現業職員の傷病欠勤が減少（1997年5月分）

地方団体管理委員会の調査によると、地方団体の現業職員（manual workers）の傷病欠勤日数が減少した。これに対して、非現業職員（white collar workers）の傷病欠勤日数は変わらず、英国の全労働者の平均に等しい。

95年度分の調査では、イングランドの非現業の地方団体職員は8日、現業職員は10日間、傷病欠勤している。欠勤割合は、地方団体の種類によって大きく異なり、現業職員の場合、地方ディストリクトで3.9%と低いのに対して、カウンティ、大都市圏ディストリクト、ロンドン区では6.1%になる。現業職員については、同種の地方団体の間でも大きな違いがあり、ディスリクト以外の地方団体で4.6%から7.6%までの幅がある。これに対して、非現業職員の場合は3.5%から4.7%までとその幅は小さい。

96年春の政府の労働力調査では、ソーシャルワーカーの数値も含んでおり、その傷病欠勤日数は地方団体職員の平均日数より多く、その割合は約6.3%となっている。

また、地方団体の現業職員を除く全産業において、女性の傷病欠勤割合が高い。男性の地方団体の非現業職員が3.7%であるのに対して、女性は5.2%に上っている。

（ローカル・ガバメント・クロニクル3月27日号）

⑬新政権の教育改革—私立学生への補助金打ち切りと30人以下のクラス編成 (1997年5月分)

総選挙の際、労働党の選挙公約の一つにあげられていた教育改革が進展をみせている。改革の主眼は、私立学生への補助金支給制度の打ち切りと、それに費やされていた費用をもとに、5歳児から7歳児までのクラスを30人までの小クラス編成にすることである。

5月23日には、私立学生への補助金支給制度を打ち切る法案が発表された。この制度は、旧保守党政権の下、1980年の教育法によってイングランド及びウェールズに導入されたものである（スコットランドでも同じく1980年にスコットランド教育法によつて類似の制度が導入された。）

97年度、イングランドでは、約480の私立学校に通う5歳から18歳までの約38,000人に適用され、総額は1億4千万ポンドを上回ると見られている。98年9月以降は、新たな補助金支給は行われないが、97年度までに補助金を受けている生徒については、11歳以下は初等教育が終了するまで、それ以外は学校教育が終了するまで補助金の支給が継続される。

この制度の終了によって節約される費用によって、今後、公立学校の5歳から7歳までのクラスを、1クラス30人以下の小クラス編成にする方針である。

（教育雇用省の記者発表資料5月23日付けより）

⑭女性ユニットを設置—雇用促進、昇進に取り組む（1997年6月分）

女性問題相を兼任するハリエット・ハーマン社会保障相は3日、内閣と中央官庁の各々に女性担当ユニットを設置し、女性の雇用促進や昇進に力を入れていく方針を発表した。

内閣の小委員会は、ハーマン氏を議長とし、各省から代表を集め、女性の閣僚や主要議員を中心に構成し、女性に関する全省庁の業務を調整する。さらにハーマン氏は他の内閣小委員会に提出される経済・社会政策の文書すべてについて女性への影響をチェックする意向。また、官僚の女性担当ユニットは、これまで国際労働機構にいたポーリーン・バレット氏が担当する。

この他にもハーマン氏は、離婚後も元妻が元夫の年金の一部を受け取れるようにする年金分割案、全国的な保育所制度の整備、女性の昇進やパート雇用を促す具体的措置や、税制優遇の可能性なども含む女性雇用促進策を、近日中に発表する見込み。

（英国ニュースダイジェスト6月12日号）

⑯ 摺らぐ無料医療の原則（1997年6月分）

政府は、家庭医（G P）の診察や入院費の有料化を含め、国民健康保険制度（N H S）の抜本的な改革を検討している。無料医療の原則は、総選挙での労働党公約の主眼だっただけに、保守党は公約違反と非難、英国医師連盟（B M A）も衝撃を受けている。

N H S の改革は大蔵省による各省の予算見直しの一環として行われる。労働党は前保守党政権の公共支出枠を今後2年間据え置くことを約束しているため、年間440億ポンドに達するN H S予算の見直しが急務となっている。

ドブソン保健相は、病院の運営費を約1億ポンド削減することにより、小児部門の予算の500万ポンド増額を約束。また不動産の売却により約12億ポンドを捻出することも検討中だ。また、・患者の所得水準に応じて診察を有料化する・入院費の一部を患者負担とする・福祉手当を受けていない年金生活者の処方薬費用を一部自己負担とする、などの可能性も排除していない。さらに、約600億ポンドにのぼるとされる処方薬費免除制度の不正にもメスを入れる予定。

イングランド各地の保健当局は総額3億ポンドの累積債務を抱えており、受益者負担制の導入を歓迎する声もある。

しかし、所得税率を据え置く一方で、N H S有料化により歳入増をはかるという政府方針に、与党内部の議員からも反発が出ることは必至だ。

（英国ニュースダイジェスト6月19日号）

⑰ 環境省と運輸省が合併（1997年6月分）

6月16日、環境省と運輸省が合併し、環境運輸地域省が誕生した。ジョン・プレスクット副首相が環境運輸地域大臣を兼任する。また事務次官は、環境省の事務次官であったアンドリュー・ターンバル氏が務める。しかし、今回の合併は未だ名目上のもので、省の組織の詳細は9月末以降に決定される予定である。

環境運輸地域省は、貿易産業省が担当していた地域開発についても担当することになる。

（ローカル・ガバメント・クロニクル6月13日号より）

⑱ カウンシル・タックスの収税率が上昇（1997年6月分）

イングランドの地方公共団体のカウンシル・タックスの96年度の収税率は95.2%で、前年度より0.7%上昇した。4分の3の地方公共団体で収税率が上昇し、最も低率だった

地方公共団体でかなりの改善が見られる。

また、滞納した税の収集率も改善され、滞納されていたカウンシル・タックスの 3 億 1,500 万ポンド、コミュニティー・チャージの 1 億ポンドが収税された。更に、ノン・ドメスティック・レイト（非居住者用資産税）は 96 年度、108 億ポンド収集され、収税率は 96.1 % と、前年度より 0.4 % 上昇した。

（環境省の記者発表資料 6 月 2 日付け）

3 パリ事務所

(1) フランス

①国民議会、マゾー修正案を採択（1997年2月分）

ドゥプレ法案（移民関連法案）審議中（第2読会）の国民議会は2月26日、賛成163、反対63でマゾー法務委員長が提出した修正案を可決した。修正は、知識人等の大々的な反対署名運動の引き金となった外国人宿泊証明（受入れ証明）に関する部分である。同証明書の交付の管轄を現在の市長村長から知事（官選）に移行すると同時に、引受者が外国人の出立を当局に届ける義務が削除され、外国人当人が出国の際に、宿泊証明書を国境警察に返還すると規定されている。

この日も社会党議員の議事進行妨害が続いたが、時事問題答弁の場では、共産党のグルメッツ議員が、ドゥプレ法案に含まれる、不法滞在外国人摘発のための警官による職場臨検に関する条項を「ヴィッシー（親ナチス）政権以来、例の無い」措置であると政府を攻撃した。

②社会保障制度の収支改善遅れる（1997年2月分）

ACOSS（仏社会保障基金の連合体）の内部資料によると、社会保障制度の中核をなす一般制度（商工業部門）の1996年度収支は542億フランの赤字で、同制度会計委員会の予想赤字515億フランを27億フラン上回った。

一方、1997年度は352億フランの赤字が予想されており、国会で可決された社会保障財政法の数字（304億フランの赤字）を48億フラン上回る。これは賃金総量の伸びが悪いと予想できるためで、賃金総量の増加率予想は前回予想の3.3%増が2.7%増と下方修正されている。

99年に社会保障制度の赤字解消というのが政府目標であるが、目的達成は難しい状況にある。また社会保障会計の赤字が予算オーバーすると、ユーロ導入条件であるGDP比3%という公共赤字（国、自治体、社会保障制度）水準を達成することも難しくなる。

③フランスの移民、この5年来減少の一途（1997年2月分）

INSEE（国立統計・経済研究所）から移民に関する統計調査の結果が発表された。

95年に仏に入国した移民は5万387人。92年の11万669人、93年の9万4,152人、94年の6万4,102人と年々減少している。家族呼び寄せ、外国人労働者、亡命、どれをとっても93年のパスクワ法以来フランスへの外国人の流人は大幅に減っている。

1990年の国勢調査によると、人口5,539万6,580人のうち移民は416万6,000人で7.4%を占める。

95年に、家族呼び寄せで入国した者は1万4,360人で、このうち2,508人がアルジェリア人、3,628人がモロッコ人、2,375人がトルコ人、1,343人がマグレブ以外のアフリカ人、1,505人がアジア人、725人が東欧諸国人々、80人が欧州経済領域からであった。家族呼び寄せによる移民者は93年～95年の間に30%減少した。また亡命者カードを得たのは4,700人に過ぎない。亡命申請の拒否率は70年代は9%だったが95年には84%に達している。

95年の移民の労働人口は197万人、全労働人口の7.8%である。このうち仕事のある者は157万6,000人で、移民の失業率は20%と全国平均を8%も上回っている。

④大統領、最優先課題は「教育」（1997年3月分）

シラク大統領は3月10日、フランスの16～25歳層800万人（うち労働人口は200万人）に向けたメッセージにおいて、発言の大半を学校のカリキュラムの密度から、職業教育、行儀まで広い意味での「教育」に当てた。大統領はまた、同番組の準備のために実施された世論調査の結果、若者の3分の2が「自分の将来は自分でつくるもの」と答えていることを考慮し、「フランスの若者はすばらしい」と繰り返し語った。

若者の失業が重要な社会問題となっている状況に配慮を示すことで、総選挙をにらんで若者の支持を獲得することが大統領の狙いであったと見られる。しかし、当の若者の間でも大統領が言う「すばらしい若者」は現実を反映していないし、対応策にも新味がないと内容の空疎さを指摘する批判が目立つ。

大統領の発言に対して、共産党ユー全国書記は11日、「具体的な行動に至らないマスコミ効果を狙ったおしゃべりにすぎない。」特に、「大統領が若者の雇用についていかなる提案もしなかったことは信じられない。」と批判した。

社会党のオランド報道担当も、「大統領の役割はSOSを発することではない。雇用という問題に、今すぐにどうするかの答えを待っていたのにそれがなかった。」とコメントした。

⑤仏首都圏の乗用車通行半減規制措置、4月22日から施行（1997年4月分）

仏環境省が大気汚染の防止を狙いとして発表した首都圏（パリ及びパリと地下鉄で連携されている隣接都市）における乗用車通行半減規制措置が4月22日から施行され、今後はもし大気汚染がピーク（レベル3）に達したときには、奇数日にはナンバープレートが奇数の車だけ、偶数日にはナンバープレートが偶数の車だけしか通行できなくなる。

今回の措置は、フランスでは初めての画期的なものであるが、実際には汚染のレベルが3になることは珍しい。（過去3年間の間に2回）

路線バス、タクシー、救急車、LPG自動車、電気自動車などは規制措置の対象外で、また乗用車でも1台の車に3人以上相乗りする場合には、通行を許可される。

違反者には罰金が課せられるが、通行規制を受ける該当地域では、公共輸送手段は無料になる。

（2）ベルギー

①ベルギー、野心的な経済収斂プログラムを提出（1997年2月分）

2月17日に開かれたEU蔵相理事会で、ベルギー政府の提示した経済収斂プログラム（1997年～2000年）の審査が行われた。

ベルギーは、財政赤字、公的債務などに関し、EU加盟国内ではどちらかといえば劣等生だったが、状況は急速に改善している。1993年から1996年にかけ、同国の財政赤字は、国内総生産の7.5%から3.4%にまで減少した。97年には2.9%と、単一通貨導入のための基準である国内総生産比3%以下に下がることが予想されている。公的債務残高に関しては、93年から96年にかけ、国内総生産の137%から130.4%に減少した。97年の予想は、127%であるが、収斂基準（国内総生産比60%以内）達成には程遠い。しかし、公的債務残高が「減少傾向」にあることは確かで、債務の利子負担も93年の国内総生産比10.8%から96年には同8.8%に減っている。

今回の収斂プログラムでは、2000年までにさらに状況が改善されることが予想されている。ベルギーは、国内総生産の成長率を年2%と想定した「慎重なプログラム」としているが、2000年には、財政赤字は国内総生産の1.4%に、公的債務残高は同120.4%にまで減少することが予想されている。こうした数字を背景にベルギーは、1999年1月1日からの単一通貨導入は可能であることを強調している。

一方、欧州委員会もベルギーのプログラムを「野心的であるが信頼はおける」と評している。なお、OECDの統計局が発表した96年12月のベルギーの景気先行指数は99.6と、前月（100.5）に比べ低下している。同国の指標は、96年2月から9月にかけ上昇を続けていたが、10月以来下降しており、97年下半期からの経済成長

鈍化が懸念されている。

②エコタックス法、EU法規に合致せず（1997年3月分）

欧州裁判所は3月20日、ベルギーのエコタックス法は、技術上の問題からEU法規に合致しないとの判断を下した。

ベルギーでは、包装材などのリサイクルを促進するため1993年に、エコタックス（環境税）法が制定された。飲料の容器や使い捨てのカメラ、剃刀、電池などに適用される93年12月24日の省令では、使い捨て剃刀に10ベルギーフラン、使い捨てカメラに300ベルギーフランのエコタックスが課されることが規定され、エコタックスを課される製品に税額を明示したマーキングを行うことが義務付けられた。

ベルギー政府は、このマーキングを1983年のEU指令で規制される技術標準に関する問題とはみなさず、税制上の措置と判断、欧州委員会に通達を行なわなかつた。これに對しビッグ・ベネルクス社は、ベルギー政府はEU指令に違反するとして、欧州司法裁判所に訴えを起こしていた。

欧州司法裁判所は、環境税を課される製品に特定のマークの貼付を義務付けることは、83年のEU指令が定義する技術仕様に当り、欧州委員会に通達を行なわなかつたことで、ベルギー政府は、情報提供の義務を怠つたとした。なお、今回の判決で、エコタックスの対象となる製品のメーカーが上記のマーキングを行わなくとも法的な追及を受けることはなくなるが、エコタックス法自体は効力を失わない。

③ベルギー世論、「ユーロに関するさらなる情報を」（1997年4月分）

欧州委員会が3月に実施した世論調査「ユーロバロメーター」によると、ベルギーでは单一通貨に関する情報を十分に与えられていないとの回答が多かった。

15才から75才までの600人を対象に実施されたこの調査では、75%の人が「ユーロ」に関する情報を十分に与えられていないと感じており、今後情報提供がなされることを望んでいる。

中でも、「ユーロ」の価値、導入日程に関する情報が必要とされており、回答者は消費者団体や銀行の情報に最も信頼をおくとしている。

单一通貨が実現するとする人は50%に達し、1年前の調査の25%に比べ倍増している。しかし、導入プロセスに関しては知らない人が多く、「ユーロ」導入国通貨の平価が

いつ固定されるのかを知っている人は18%、「ユーロ」紙幣並びに硬貨がいつから導入されるかを知っている人は13%に止まった。

また、「ユーロ」と各国通貨が併用される2002年1月1日から6月30日までの期間には、両方の通貨で価格表示が行われることを希望する人は70%に達した。なお、単一通貨を支持するとする人は69%と依然多いが、1年前に比べると10%減少している。

企業も「ユーロ」を支持することにかわりはないが、やはり移行期間における導入プロセスを十分には把握していない。

(3) ルクセンブルグ

①ユンケル首相、「下半期の優先課題は税制調和」（1997年3月分）

ルクセンブルクのユンケル首相は、東京での外国人記者団との記者会見で、同国がEUの議長国となる下半期の優先課題として、税制並びに社会政策のハーモナイゼーションを挙げた。

ルクセンブルクは、EU加盟国、特にドイツから貯蓄優遇税制などで槍玉に挙げられることが多いが、同首相は、「ルクセンブルクは、税制のハーモナイゼーションに反対しない。ただし、熟考されたハーモナイゼーションを要求する。」と語った。また首相は、「（税制改革は）貯蓄の利子源泉課税に限定されるべきではなく、自由で公正な競争に影響を及ぼす全ての特別税制に拡大されなければならない。」ことを強調した。

ユンケル首相は、社会政策にも触れ、「隣国の経済成長に歩調を合わせるために長年存在する社会政策が犠牲にされることは許されない。」とし、単一通貨導入のために社会保障を切り刻むのは危険であると警告している。

さらに同首相は、EUの中東欧諸国への拡大は単一通貨の導入と密接にリンクしていると発言、経済・通貨同盟（EMU）の失敗は、EU拡大の前提条件が満たされないことを意味するとしている。しかし、「単一通貨の導入は1999年1月1日に開始されることを確信する。」と述べ、「予定通りに導入を開始するに十分な国が、経済収斂基準を満たす」と付言している。

②OECD、ルクセンブルクに関する年次レポート発表（1997年4月分）

OECDは、4月22日に発表したルクセンブルクに関する年次レポートで、同国のマクロ経済状況を「持続的な経済成長、低い失業率、黒字財政」で特徴づけられる羨ましい

ものと分析している。

しかし、慎重さは不可欠だとするO E C Dは、幾つかの改革を提案している。

先ずO E C Dは、「公共支出の硬直性が問題となる可能性がある。」と診断、人口の高齢化による支出負担の増加に警告を発している。また、「賃金構造拡大のため」賃金の物価スライド制の廃止を勧告、さらに「社会保障システムの寛容さの軽減」で、雇用促進プログラムの財源を確保できるとともに、職探しの意欲を刺激できるとしている。

なお、O E C Dは96年の国内総生産の成長率を4%と予想、98年頃までこのリズムが維持されると見ている。一方、97年のインフレ率は2%前後にとどまるほか、財政収支は約2%の黒字と予想されており、経済基準を問題なく達成する。

③首相、新たな減税措置を発表（1997年5月分）

ルクセンブルグのユンケル首相は5月7日、慣例の年次教書を発表し、その中で魅力ある投資先としてのルクセンブルグの地位を強化することを強調、税制上の優遇のみならず、インフラや教育、職業訓練、研究に多額の投資を行うと語った。

今後予定される措置としては、まず法人税が98年から30%引き下げられる。ルクセンブルク銀行協会は、金融部門の税制をロンドン以下に引き下げるものとして今回の措置に満足の意を表明している。

ルクセンブルクでは、企業の職業訓練への投資が人件費総額の1.7%と低い水準にあるが、ユンケル首相は「少なくとも、これを3%にまで引き上げないと有能な労働者が不足する。」ことを強調、政府は直接援助、あるいは減税といった方法で18億～26億ルクセンブルクフランを投入する用意があるとしている。

一方、研究・開発には9億ルクセンブルクフランが充当される。

また、ユンケル首相は所得税減税措置を発表。最低課税所得額が24万3,600ルクセンブルクフランから36万ルクセンブルクフランに引き上げられるほか、限界税率が50%から46%に引き下げられる。政府にとっては、70億ルクセンブルクフランの税収減となるが、代わりに、首相は脱税の取締を強化すると発表した。脱税に関する最新のレポートでは企業のみならず、個人の脱税が増加傾向にあり、100億ルクセンブルクフラン近くに達しているという。

ルクセンブルクは、下半期にEU議長国となるが、ユンケル首相は、ドイツ、フランス、ベルギーを始め多くの国が基準を満たし、経済・通貨同盟（EMU）が実現することを確信すると述べた。首相は、EMUは経済成長と雇用の原動力とならなければならないことを強調するとともに、税制のハーモナイゼーションの必要性を説いた。しかし、ハーモナイゼーションが、資本課税のみに集中することには反発を示し、「社会ダンピングを困難

にする社会的なハーモナイゼーションが伴わなければ良いハーモナイゼーションとは言えない。」として、欧州の社会モデルを擁護した。

(4) スイス

①経済専門家、政府に改革をアピール（1997年2月分）

スイス経済の不振と失業問題の深刻化に鑑み、同国のエコノミスト23人が政府に対して、根本的な経済改革の必要性を訴える声明を発表した。

スイスは2年間にわたる不況を漸く脱したものの、GDPの年間成長率は0.1%～0.2%に留まっており、GDPの6割を占める消費の底冷えが続き、投資や輸出も回復しないままである。

エコノミスト等は、カルテル解体による競争の活性化、政府調達市場の開放、市場の「賢明かつ人間的な」規制緩和、公共行政の近代化とダイナミズム強化、労働市場へのフレキシビリティー導入などの構造改革を提唱している。雇用状況の改善については、賃金水準を下げることなく労働コストを軽減するため、社会保障負担の比率を徐々に引き下げ、これを付加価値税の引上げで補うことも提案している。ちなみに、スイスの付加価値税の課税率は6.5%で、他の欧州諸国に比べ極めて低い。

パフォーマンスの高い輸出産業を牽引力とし、国内産業を厚く保護するという伝統的なスイス経済の形態は、もはや通用しなくなったという認識が、エコノミストの間で共有されつつある。

②政府、景気てこ入れに5億6,000万スイスフランの減税（1997年3月分）

スイス政府は、3月26日、景気のてこ入れを目的とする税制改革案を採択した。政府は民間設備投資の活発化（目標額は24億スイスフラン程度）を狙いとして、5億6,000万スイスフランを投じて景気のてこ入れを実施する方針である。

同時に、政府は5億4,000万スイスフラン（3億8,570万ドル）の法人税軽減を実施する。また、キャピタルゲイン税の廃止も検討されており、これが実現すると政府財政にとっては、3億2,000万スイスフラン（2億2,860万ドル）の税収減となる。

(5) イタリア

①ユーロ税の徵収始まる（1997年2月分）

通貨統合への参加を目的とした特別税、「ユーロ税」の徵収が3月から始まる。

ユーロ税は、1996年の所得に応じて課税され、給与所得者の場合には3月から11月までの給与から源泉徴収、自由業の場合には、3月から12月までに2回に分けて徵収される。

ユーロ税として徵収した額のうち一部は、1999年1月から国債などの形で納税者に還付される予定である。

②独伊首相会談、通貨統合は客観的基準で（1997年2月分）

イタリアのプロディ首相は2月7日、ドイツを公式訪問し、コール首相と会談した。会談では、通貨統合が焦点となつたが、コール首相は、従来の予定どおり、1998年初頭に客観的な基準に基づいて通貨統合への参加国を決めるとの見解を示し、イタリアをあらかじめ除外する意志はないことを強調した。これより前、イタリアなど南欧諸国を通貨統合の第一グループから外す方向で、妥協案が準備中であるとする報道がなされており、イタリア側は神経を尖らせていた。コール首相はこれに配慮して、意図的なイタリア外しはしないことを公約した形である。

ただ、通貨統合への参加に必要な経済基準を順守するということになれば、イタリアが基準を完全に達成できる可能性は低い。さらにドイツも、失業者数増に伴う支出の増加で、財政赤字圧縮の目標達成は微妙な情勢となっている。このような背景のもとで、通貨統合の政治的決着というシナリオが浮上したわけで、今後、この問題についてはさらに曲折があるものと予想される。

③移民法改正案大綱、閣議決定される（1997年2月分）

プロディ内閣は2月14日、移民法の改革案の大綱を閣議決定した。同案は、正規滞在する外国人に地方選での選挙権ならびに被選挙権を与えるなどのリベラルな内容となっている。同時に、不法滞在者の取締りについては、実効の伴わなかつた既存法を改正して、移民の管理を強化する方針も盛り込まれている。プロディ首相は記者会見で、「移民の権利を守ると同時に果たすべき義務を定めた」と説明している。移民法改正に対しては、国

民同盟（右翼）と北部同盟（イタリア連邦化を主張）が反対の意向を表明した以外は、野党側の反応はおおむね好意的である。改正案は今後1年以内に議会での審議を経て成立する見込みである。

④政府、年金改革を3ヶ年計画に盛り込む方針（1997年4月分）

1997年中に、通貨統合への参加に必要な経済基準を、イタリアが達成するのは難しいとした報告書を欧州委が提出したのを受けて、イタリアのトレウ労働相は4月24日、5月末をめどに作成する予定の1998年～2000年の経済3ヶ年計画大綱において、社会福祉の構造的な制度改革を盛り込む方針であることを明らかにした。

欧州委員会の報告書では、財政赤字の対GDP比率が1997年に3.2%まで減少した後に、98年には3.9%にまで再び膨脹すると予想している。

これはイタリアの財政健全化努力に構造的な改革が含まれておらず、急激な引き締めの後に揺れ戻しがくるという見方だ。

これに対しトレウ労相は、年金改革を中心とした社会福祉の制度改革を3ヵ年計画に盛り込むことで、財政安定に努力する姿勢を内外に示したことになる。

なお年金改革には、プロディ内閣に閣外協力する共産党再建派（旧共産党左派）が強い難色を示しており、今後の展開は予断を許さない。

（6）スペイン

①通貨統合賛成派62%に（1997年4月分）

カタルーニャ地方の日刊紙「ラ・バンガルディア」が行ったアンケート調査の結果、62%のスペイン人が欧州連合及び通貨統合に賛成であることがわかった。反対と答えた人は、22%に過ぎなかった。

また、欧州連合へのスペインの加盟が有益であると答えたのは64.7%に上り、有益でないと答えた15.8%を大きく上回った。

ただ、「欧州連合への加盟で最も損をした国は」との問い合わせには34%がスペインであると答えるなど、欧州連合、特に通貨統合に対しかなりの懸念があることもわかった。

②バスク州、税制面での自治権拡大（1997年5月分）

バスク州の税制面での自治権拡大に関する合意が成立し、ラト経済相とホセ・イバレクセア同州副首相の間で調印が行われた。

合意によると、バスク州は今後、全体として税負担率を他の州と同水準に維持するという条件付きで主要な税（所得税、法人税、相続税、譲渡税、固定資産税）の税率及び課税方法を自由に決定できる。また、酒税、たばこ税、燃料税については、国に代わってこれを徴収し、期末に一括して国に納付することになる。

これらの税は、総額で1,270億ペセタに相当する。

税制上の自治権が拡大した見返りとして、バスク国民党は、現議会の任期切れまでアスナール政権への閣外協力を継続することを約束した。

（7）ポルトガル

①ポルトガル大統領、中国公式訪問（1997年2月分）

ポルトガルのサンパイオ大統領は、2月23日から25日まで中国を公式訪問した。

鄧小平氏の死去後、中国を公式訪問したはじめての国家元首となった。サンパイオ大統領は江沢民国家主席と会談し、マカオの返還問題などについて意見を交換した。会談後、大統領は記者団に対して、江沢民国家主席がマカオの返還後も、マカオにおける人権や市民権を尊重すると確約したことを明らかにしたうえで、人権の尊重が中国とポルトガル、ひいては欧州連合との関係強化につながるとの考えを示した。

②首相、フランス大統領と会談（1997年2月分）

ポルトガルのグテレス首相は3月3日、公式訪問先のフランスで、シラク仏大統領と首脳会談に臨んだ。会談では、通貨統合への対応などが協議された模様。南欧諸国を通貨統合から除外しようとする動きが一部にはあり、ポルトガルは経済基準を達成しても、政治的な理由で統合から除外されることについて懸念している。

これについて、会談後の記者会見でシラク大統領は、「マーストリヒト条約加盟国はすべて同等の権利を有する」と述べて、ポルトガルの立場に理解を示した。

③首相、通貨統合への参加に自信（1997年3月分）

ポルトガルのグテレス首相は、3月2日から3日間の日程でフランスを公式訪問した。首相は、3月3日付けの仏新聞紙、レ・ゼコーとのインタビューで、通貨統合への参加に必要な経済基準の達成に自信を示した。首相は、経済基準のほとんどが現時点で達成されており、96年に對GDP比率で4%に達する財政赤字についても、民営化収入などで97年中に3%以下に抑制できるとの見通しを示した。

そのうえで、首相は、客観的な基準に基づいて、ユーロ導入国が決定されると確信していると語り、ドイツやオランダなどから出ている南欧諸国外しの動きを牽制した。このほか、政府間会議で社会・雇用に関する共同の政策を決定するのに賛成の意向を表明したほか、東欧へのEU拡大については、経済面でポルトガルに不利益が及ぶとしても、東欧の民主化推進と欧州の平和実現という観点から積極的にこれを支援すると言明した。

④目白押しの民営化計画（1997年3月分）

ポルトガル経済省によると、1998年と99年に予定される国営企業の民営化計画で約8,000億エスクード（47億ドル）の民営化収入が得られる見込みである。1998年には、ペトロガル（石油）、ポルトガル・ガス（GDP）、EPAC（食品加工）、ポルトウセル（製紙）、製鉄公社、ANA（空港公団）、シロポル（港湾施設運営）の民営化が開始されるほか、シンボル（セメント）の第三次民営化、ポルトガル電力の第二次民営化なども予定される。99年には、タバカレラ（たばこ）の第二次、第三次民営化、プリサ（高速道路公団）の第二次民営化が予定される。このほか、ポルトガル航空の民営化も98～99年に予定されているが、詳細な日程はまだ決まっていない。

（8）欧州連合関係

①EU諸国の購買力ではルクセンブルクがトップ（1997年2月分）

EUの公式統計機関、ユーロスタットが2月5日に発表したところによれば、EU加盟15ヶ国のうち、購買力の点ではルクセンブルクがトップとの結果が出た。

ルクセンブルクは、1995年の購買力指数が169となり、EUの平均指数100を69%も上回った。ルクセンブルクに次いで購買力指数が高かったのは、デンマーク（116）、ベルギー（112）、ドイツ（111）でフランスは108であった。また平均値に達しなかったのは、フィンランドと英国（いずれも96）、及びアイルランド

(93)、スペイン(77)、ポルトガル(67)、ギリシャ(66)となっている。

②対EU域外輸出でイタリアが躍進(1997年2月分)

イタリアの昨年度の貿易黒字が前代未聞の70兆リラ(フラン換算で2,410億フラン)に達した。これは世界で4位、欧洲では、ドイツに次いで2位の貿易大国であると自負するフランスの貿易黒字(1,200億フラン)のほぼ2倍に相当する。しかも、黒字の大部分が、EU域外への輸出の伸びにより実現されたものである点が特に注目される。欧洲通貨統合の実現が、急速に具体化しつつある中で、EU加盟国の貿易指標の見方も日々に修正を加える必要が生じている。というのも、ユーロ導入後は、原則としてEU諸国との「貿易高」の範疇に域内での貿易は算入されなくなり、域外との貿易のみが考慮される見込みだからである。この観点からすると、ドイツは別格として、2位のフランスと3位のイタリア、4位の英国は伯仲しており、通貨統合後にはイタリアがフランスを抜いてドイツに次ぐEUの貿易大国に躍進する可能性もある。

③独仏、ユーロ導入国の「財政安定化評議会」設置で合意(1997年3月分)

3月12日リヨン市で、第20回独仏定例経済・金融政策協議会が開催され、ユーロ導入国が「財政安定化評議会」を設置することで独仏合意が成立した。安定化評議会は、欧洲中銀に拮抗する力としてフランスが提案していたものであるが、これまでドイツは、欧洲中銀の独立性を制限するものとして反対していた。

合意によると、1999年1月1日から「安定化評議会」にはユーロ導入国の経済財政政策をチェックするという使命が与えられるが、ドイツの要求を入れて評議会は非公式会議と決まった。ワイゲル独蔵相は、「意見交換の場」と語っており、モデルとして蔵相の頭にあるのはG7である。また、同評議会はユーロ同入国が増えるにつれてメンバーが増え、EU全加盟国がユーロを導入した時点で自動的に消滅する。

ユーロと他の通貨の平価管理という点では、EU蔵相理事会の権限は損なわれることなく、安定化評議会は専らユーロ導入国の経済政策をコーディネイトし、そして各国の財政赤字との取り組みを監視する。

④EU蔵相理事会、独仏の財政計画を承認（1997年3月分）

ブリュッセルで開かれているEU蔵相理事会は3月17日、独仏両国がそれぞれ提出した財政計画を承認した。独仏両国は、通貨統合に発足時から参加するとの意志を示す狙いから、統合参加の条件となる経済基準を達成するための取り組みをまとめた財政計画を揃って提出していた。

このうち、ドイツは2000年までに年平均で2.5%の経済成長率を確保できるとの見通しに立って、財政赤字の対GDP比率は1997年に2.5%、2000年には1.8%にまで低下するとした。

一方、公的債務残高は対GDP比率で、97年には61.5%、2000年には60.5%～61.5%程度になる。経済基準によると、公的債務残高は同比率で60%以下に抑制しなければ、ユーロ導入には参加できないが、ドイツのワイゲル蔵相は、ドイツ統一による債務の増加（GDPの17%に相当）や、国鉄民営化を控えた債務の引き受けなど、特別な要因によるものであることを強調し、理解を求めた。蔵相はまた、財政赤字を抑制するために、必要な場合には今年度予算で新たな歳出削減を行うことも辞さないと述べ、基準の達成に意欲を示した。

⑤EU市民の83%が発展途上国への支援強化に賛成（1997年4月分）

欧州委の実施する世論調査「ユーロバロメーター」によると、域内市民の83%がEUの対発展途上国支援の強化に賛意を表明している。

優先すべき支援対象地域としては、69%がアフリカを挙げており、東欧支援を優先すべきだと考える者は1%に過ぎない。

一方で、40%は途上国支援についてはEUより米国の方が経済的にも政治的にもより大きな効力を發揮出来ると判断している。

⑥ユーロ導入に関し円卓会議（1997年5月分）

5月15日ブリュッセルで欧州委員会のドシリキ経済・財政・通貨担当委員及びボニー消費者政策担当委員の主催により、消費者、小売商、銀行などの代表が出席してユーロ導入の具体的な手続きや技術的側面を中心とする話し合いが行われた。

EMUが1999年1月1日に発足した後、実際にユーロの硬貨・紙幣が導入されるのは2002年1月1日からの予定だが、ドシリキ委員はこれを2001年秋に繰り上げる

ことを提案した。また個人的見解としつつも、ユーロとEMU参加各国の通貨が併用される移行期間を現在考えられているような半年間ではなく、数週間に短縮すべきだと述べている。同委員は更にこうした技術的問題に関する決定は1998年5月にEMU参加国が決まる時点で即座に発表されるべきだと主張している。一方ボニーノ委員は、ユーロ導入は欧州の3億人の住民が直面する最大規模の変化であると語り、これは消費者の積極的な参加なしには成功しえないと強調した。ユーロ導入の日常的問題としては消費者が従来の通貨とユーロとの換算に慣れるためにどの程度の移行期間を必要とするかという点をめぐる消費者側と小売商のスタンスの違いがある。消費者団体はユーロ紙幣・硬貨導入の前後半年ずつ、合わせて1年間にわたり小売店に従来の価格とユーロでの価格の双方を表示することを義務付けるべきだと主張しているが、小売商団体はこれに反対している。特に衣料品や書籍など製造段階で価格表示がなされてしまう製品について対立が見られる。

一方、1999年から2001年にかけての移行期間における為替取引きに伴うコストについて、消費者団体及び欧州委と銀行の間でやはりスタンスの違いが見られる。欧州委は、ユーロとの通貨交換は最終的に義務的なものである以上、銀行は両替を無料で行うべきだと判断しており、また99年1月1日の時点では、ユーロとEMU参加国通貨の交換レートが固定されてしまうため、為替リスクはゼロとなり銀行はこれを機に両替の料金を引き下げるべきだとしている。しかし、銀行側はユーロ導入に伴う高額の経費を補う意味で両替サービスで手数料を得ることを期待している。

4 シンガポール事務所

(1) シンガポール

①社会開発協議会の発足と地域福祉行政（1997年3月分）

このたび新たに設立された地域組織である社会開発協議会（CDC、Community Development Council）が、4月1日からシンガポール国内2地域において発足する。ゴー・チョクトン首相は社会開発協議会設立の目的を薄れつつある地域の結束と助け合いを強化するためであるとしている。この目的を達成するため、これまで政府の所管省庁が行ってきた福祉行政の一部が、社会開発協議会においても行われることになった。

シンガポール政府は、国民に対する過度の福祉政策は行わないとしており、住宅や医療費については、一般にCPF（Central Provident Fund）という一種の強制貯蓄制度による個人の蓄えによって対応している。これは、勤労者が給与の20%、また雇用者がその勤労者に支払った給与の20%と、あわせて給与に対し40%にあたる額をその勤労者のCPF口座に貯金させ、万一の事故や病気、定年後の生活に備えさせるものである。（自治体国際化フォーラム Vol. 87「海外の行政施策・CPFとシンガポールの医療保険制度」参照）。しかしながら、それ以上の援助が必要な人達に対しては、政府の福祉施策が、市民や地域社会、ボランティア組織の福祉活動とあわせて行われている。

政府の福祉施策は、社会開発省（Ministry of Community Development）を中心として行われており、その主な施策は以下のとおりである。

①託児サービス（Child Care Services）

女性の社会進出を助けるため、公立、私立を含め1995年末現在でシンガポール国内に380の託児所（Child Care Center）が設置され、25,800人の子供が入所している。政府は託児所を運営する非営利団体に対し財政的、行政的援助を与えるとともに、社会で働く母親に対し、彼女たちが託児所を利用する場合、全日制ならば月150シンガポール・ドル（以下「Sドル」という。1997年4月現在1Sドル=約85円）、半日制ならば月75Sドルの補助金を支出している。これは、近年シンガポールで問題にされはじめている出生率の低下を防ぐことも目的としている。

②高齢者福祉（Services for Senior Citizens）

高齢者が社会から取り残されないよう、政府は地域を中心とした高齢者を支えるネットワークづくりを推進している。また、高齢者を抱える家庭に対しても援助を行っている。高齢者クラブの設置、食事の提供、相談、デイ・ケア施設の提供などがこれに含まれる。

この他、政府によって認可された老人保護施設がボランティア団体によって運営されている。1995年末現在、設数は20、部屋数は計684である。

また、1995年からは社会開発省と住宅開発庁（HDB、House Development Board）の共同で、高齢者活動センター（SAC、Seniors Activity Center）計画が発足した。これは、HDBの賃貸住宅に居住する高齢者の住環境を改善しようというものである。この計画のもと、社会開発省は、住宅開発庁が指定した高齢の賃貸居住者の集中度が高い棟に、ボランティア組織と協力して高齢者活動センター設立しており、1995年末には13棟のHDB住宅に同センターが設置されている。また、住宅開発省はその指定を行った棟を、「高齢者にやさしい」（“elderly friendly”）住宅に改善している。

③低所得者・生活困窮者に対する施策

働くことができず、また扶養者もない者に対しては生活保護（Public Assistance）制度がある。支給月額は、単身者の場合の180Sドルから4人以上の家族の場合の535Sドルまでとなっている。1996年末現状で、2,008人（速報値）のシンガポール人がこの制度の適用を受けている。

また、家賃や公共料金の補助が必要な家庭に対しては、社会開発省所管の法定機関（Statutory Board）である国家社会福祉審議会（NCCS、National Council of Social Service）が所管する家賃及び公共料金補助計画（R u a s、Rent and Utilities Assistance Scheme）のもと援助が行われている。

さらに、生活困窮者を収容し、世話や社会復帰の助けをするため、政府により福祉の家（Welfare House）が運営されており、生活困窮者に対し住まいや食事、医療サービスを提供している。1995年末現在、施設数は3で、部屋数は計1,415室である。

その他、低所得者の自助努力による生活向上をめざす制度として、小家族改善計画（Small Families Improvement Scheme）がある。これは、低所得家族の子供数を少数に抑え、家族の収入を子供の養育費に集中させようというものである。

この制度の対象となる家族は、子供が小学生から高校生レベルの間、年間200Sドルから800Sドルの奨学金を受けることができる。これに加え、これらの家庭は妻（または未亡人）のCPF口座に年間800Sドルの条件付住宅補助金（Conditional Housing Grant）が20年間交付される。（ただし、支給を受けられるのは45歳までである。）この補助金はHDB住宅の購入以外の目的で、CPF口座から引き出すことはできない。

④障害者のための施策

社会開発省は国家社会福祉審議会をはじめとする関係団体と協力し、障害者が身体的、精神的、また社会的な能力を向上させるのに助けとなる環境や機会の提供に務めている。

そのための施策として、特別教育、職業訓練、デイ・ケア、在宅介護、就職の斡旋などが行われている。

以上その他、児童虐待、青少年非行といった問題に対しての施策なども行われている。こ

これらの施策のうち、今回の社会開発協議会の発足により、低所得者のためのいくつかの福祉施策が、所管行政庁だけでなく社会開発協議会においても行われることとなった。

生活保護については、受給者は、社会開発省に対し申請手続きを行っていたが、今後は自分の居住する社会開発協議会においても申請手続きが行えることとなった。また同様に、家賃及び公共料金の援助の必要な家庭は引き続き国家社会福祉審議会に申請することも、社会開発協議会に申請することも可能となった。

これらに加え、メディファンド (Medi fund、政府の支出による基本基金。この基金の利子収入は生括困窮者の医療費支払のために支給される。) の申請についても、需給者はこの申請を今までどおり病院のソーシャル・ワーカーに対してでも、社会開発協議会に対してでも行うことができることとなった。この他にも、政府は今後社会開発協議会が担当する事務を増加していく予定である。

社会開発協議会の発足に先立ち、3月29日、マリンパレード社会開発協議会議長のユージン・ヤップ議員とタンジョンパガー社会開発協議会議長のオウ・チンホック議員がシンガポール初の区長 (Mayo r) に就任したが、就任式の演説においてゴー首相は、社会開発協議会はあくまで地域住民の自助と相互協力の絆となるものであると述べ、決して巨大な福祉組織としてはならないと述べている。

(3月28日付けストレイツ・タイムズ、シンガポール1996他より)

②シンガポール政府、傘下113機関に自管理権を付与（1997年4月分）

昨年度から、入国管理局をはじめとする14機関について試験的に実施されていた人事・財政管理に関する自管理権の付与が、4月から国防省と内務省内部保安局を除く全ての行政分野（73機関）及び一部の法定機関（26機関）についても、全面的に実施されることになった。前述の2機関について自管理権付与が見送られたのは安全保障上の理由。これで本格的に、より低いコストでさらに質の高いサービスを提供する行政部門の構築を目指す。

昨年3月、新年度予算案発表のなかで、リチャード・フー蔵相はまず各機関に対しそのスタッフ数に応じて予算（管理的経費）を割り振るという従来の「The Block Vote Budgeting System」を見直し、「予算は成果に基づき分配されるもの（The Budgeting For Results）」という新たな見解を示した。自管理権を取得したそれぞれの機関は、新年度の予算要求時には、明確な達成目標を掲げることを義務づけられ、次年度の予算配分はそれぞれの機関の目標達成率や成果（首相府や政策立案部門など成果のつかみにくい部局については、その年の経済成長率）に応じ行われることとされた。さらに、フー蔵相は、当初目標を達成した機関について、余剰予算の次年度会計への一部持ち越しや人事権の一部付与の可能

性についても触れ、将来的には全機関に対し自主管理権を付与していく方針を明らかにしていた。

先行の14機関の中にも、昨年度において、フレックスタイム制を導入、業務時間の延長を図ったり、臨時職員の雇用で繁忙期の業務の効率化や取扱い業務そのものの拡充をはかる機関がみられ、徐々にこの制度の成果が見え始めているという。

この政府機関への自主管理権付与は、公務員のコスト感覚を養い行政運営の効率化を図ることにより、シンガポールの国際競争力の維持・増進を図る政策の一環である。今回の113機関への自主管理権付与にあたっては、新たに入札認可や余剰予算の次年度繰り越し認められるようになっただけでなく、昨年度から引き続いて最上級公務員（給料表：Super scale）以下の職員の雇用や備品の購入等に関する決裁権の弾力的な運用も認められている。反面、年次予算の要求にあたっては、各機関ごとに重点施策の明記が新たに義務づけられ、さらに次年度からは、今まで政府保有ビルに無償で入っていた機関についても、各市場に見合った賃貸料の支払いを義務づけされることになるという。

(参考資料：97.4.9付ストレーツ・タイムズ、Budget Statement 1996、他)

(添付資料：自主管理権を得た政府機関等・抜粋)

資料

*昨年度、自主管理権を付与された先行の14機関

運輸通信省	気象局
社会開発省	婚姻登録局
大蔵省	予算部・総務局、会計局 歳入部・総務局、会社登録局
保健省	薬学研究所、タンピネス・ポリクリニック、トアパヨ・ポリクリニック
労働省	職業安全センター
内務省	国家登録局 入国管理局
法務省	測量局
総理府	公務員部

*今年度、自主管理権を付与された機関のうち主なもの

会計検査院	(院そのものに自主管理権が付与されている)
最高法院	(院そのものに自主管理権が付与されている)
下級法院	(院そのものに自主管理権が付与されている)
議会事務局	(院そのものに自主管理権が付与されている)
運輸通信局	管理部、気象局、公共交通審議会
社会開発省	管理部、人民協会、体育審議会、他
教育省	管理部、(管轄学校を含む)、シンガポール国立大学、ナンヤン工科大学、国立教育研究所、東南アジア研究所、ナンヤン・ポリテクニック、ニーアン・ポリテクニック、シンガポール・ポリテクニック、テマセク・ポリテクニック、他

環 境 省	管理部、他
大 蔵 省	予算部・会計局、コンピュータ支援局、歳入部・関税・物品税局、商務局、内国歳入庁
外 務 省	(省そのものに自主管理権が付与されている)
保 健 省	管理部、他
内 务 省	管理部、シンガポール警察庁、民間防衛隊、監獄局、中央麻薬取締局、他
情 報 芸 術 省	管理部、検閲局、国家芸術委員会、国会遺産局、国立図書館、他
労 働 省	管理部、コンピュータ情報システム局、労働調査統計局、労使関係局、労働災害補償局、労働安全局、労働監督局、他
法 務 省	管理部、土地局、土地制度支援局、土地所有登録局、非譲渡人・公認受託局、商標・特許登録局、法律扶助局、他
国家開発省	管理部、公共事業局、第一次産業局、コンピュータ情報システム局、住宅開発局、国立公園局、建設産業開発局、記念建築物保存局、他
商 工 省	管理部、統計局、経済開発局、国家科学技術局、貿易発展局、他
總 理 府	管理部、汚職捜査局、他

(2) マレーシア

①政府の要職、マレー系以外への開放進む（1997年3月分）

アフィフディン・オマル副蔵相は、3月2日に開催された「21世紀のマレ一人」と題したセミナーで、軍の参謀総長や、警察の最高責任者など、マレ一人が長期にわたり占めてきたとされる政府の要職が、マレ一人以外の民族にも開放されているとの認識を示した。さらに、同副首相は、サバ州首席大臣のポストが各民族の持ち回りとなっていることを引き合いに出し、マレー社会の構造がすでに変革したと指摘した。

マレーシアにおいては、政府の要職は「行政外交職」とよばれる職種に属する高級官僚によって占められている。この職種は、歴史的にはイギリス植民地時代に「マラヤ文官職」と呼ばれたイギリス人高級官僚が植民地統治に中心的な役割を担っていたことに起源を持つ。1910年にイギリス人を補佐し、住民であるマレ一人との連絡役となるマレ一人登用の必要性から、「マレー行政職」と呼ばれる職種が創設されると、王族、貴族等のマレ一人支配階層にポストが開放され、政府の要職につくことができるようになった。しかし、当時、中国人、インド人は、植民地当局からマレーにもともと住む人種とはみなされていなかつたため、高級官僚となる現地の人々はマレ一人に限られていた。

このような歴史的背景から、政府の要職への登用はマレ一人によって独占されてきたのであるが、戦後、マラヤ連邦が結成され、マレーシアがイギリスから独立すると、マレ一人以外の民族からの登用がはじまった。しかし、マレ一人の優位とマレ一人の特殊な地位を認めた連邦憲法の精神から、公務員の採用においても、マレ一人4人に対し、非マレ一人1人を採用するというクオータ制が導入され、マレ一人の採用の高比率は維持された。

数字は少し古いが、1980年時点における行政外交職の民族別比率を見ると、マレー人85%、中国系人7%、インド系人8%となっており、この比率は独立以降、ほぼ変化がなく、現在も大きな変動はないものと見られている。

行政外交職につく高級官僚は、官房長官、事務次官、局長等の重要ポストにつくのであるが、こうしたポストへの登用に際しても、民族別に一定の法則が見られることが指摘されている。一般に、国防省、内務省といった治安関係の省や教育省、商工省などマレー人優遇政策にかかる行政を扱う省にはマレー人の登用が多く、中国系、インド系の人は第1次産業省、農業省、科学技術環境省等へ多く登用されている。特に、軍及び警察はマレー人の比率が高く、80年には90%の職員がマレー人で占められていた。また、大臣が中国系やインド系である場合、事務次官や局長職などにマレー人以外の官僚が登用される傾向も見られることも指摘されている。

こうした民族による特定のポストの独占については、与党国民戦線の構成政党で中国系人政党であるマレーシア華人協会からも、非マレー人官僚のモラルの低下と行政の人種的偏向をもたらすとして是正を求める声が出ていたが、今回のセミナーにおける副蔵相の発言は、こうしたポスト独占に変化が見られることを指摘したものであり、マレーシアの官僚機構を見るうえで注目される。

(ストレイツ・タイムズ3月5日参照)

(「インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制」(アジア経済研究所) 参照)

②マレーシア・ビジョン2020会議を開催（1997年4月分）

マハティール首相は4月29日、2020年のマレーシアの先進国入りを目指す国家開発基本計画「ビジョン2020」の戦略を協議するビジョン2020会議を開催した。会議の冒頭、あいさつにたった同首相は、より確かな経済発展を実現するための競争は端緒についてばかりであるとして、国民に対してよりいっそうの奮起と努力を促すとともに、堅固な宗教的・精神的価値を持った市民による道徳と倫理に満ちた社会の強化に向けて動き出す時期になっていると強調した。

ビジョン2020は、1991年2月にマレーシアの長期開発戦略として発表された計画で、2020年の先進国入りを達成するための戦略的課題を提示したものである。経済政策としては、民間主導の経済発展を明確にする一方、政府はインフラ整備及ぶ新しい産業分野のための環境づくりと役割を分担したうえで、官民共同により、民営化、多角的工業化、輸出市場の多角化、外資導入、人材の育成等をすすめることとしている。また、1990年から10年ごとにGDPを2倍にのぼすことをめざし、年率7%の成長を目標に、産業の多角化や技術革新の高度化、産業間のリンクエージなどを提唱している。

さらに、ビジョン2020は、マレーシア民族の統一を重要な課題とし、国内諸民族間の関係が、あらゆる面で調和がとれ、対等なものとなってはじめて国民統合が実現されるとし、マレーの原住民族（ブミプトゥラ）の経済的平等の実現を目指したブミプトゥラ優先政策を堅持することを明確にしている。

こうした理念・計画は、第6次、第7次経済計画として体現化され、特に経済面では、1996年まで平均年率8.5%を越える成長率を達成し、順調な実績をあげてきているが、一方で、ビジョン2020は、道徳的・倫理的な社会、強力な家族制度を軸とした思いやりのある社会、成熟した民主主義社会の建設を戦略的課題として掲げている。マハティール首相はスピーチの中で、経済成長に伴う都市化の進展が家族の弱体化、麻薬の常習、犯罪の増加、離婚率の増加等の社会問題をもたらしていると指摘し、先進国ではこうした社会の崩壊が経済成長の当然の帰結のように考えられているが、マレーシアでは受け入れることができないと強調したうえ、経済成長のための努力と併せて、社会悪の根絶に努力するよう呼びかけた。

マレーシアでは、近年、首相が指摘したような社会問題の増加が大きな問題となっており、3月23日には与党国民戦線の特別対策会議が開催されたほか、国家統合省でも社会問題対策のガイドラインづくりが行われており、まもなく発表される見通しとなっており、政府与党あげての対策が進められている。

こうした中での首相の発言は、これまで先進国入りを目指した経済開発計画という側面が強調され、道徳的・倫理的社会の建設等の戦略を単にスローガン的に扱ってきたきらいがあるビジョン2020が、発表後5年間のマレーシア社会の大きな変化により、社会問題対策の指針としての位置づけを与えられつつあることを示したものであり、興味深い。

(ニュー・ストレイツ・タイムズ4月30日ほか参照)

(「もっと知りたいマレーシア」「ラーマンとマハティール」参照)

③政府、地方自治体の首長勤務制度等の改革に着手（1997年5月分）

ティン・チューペー住宅地方自治相は4月30日、地方自治体業務の効率性を高めるとともに、人材不足に対応するための対策に乗り出すことを明らかにした。閣議の了承を受けて発表されたこの対策では、州職員等が非常勤で兼務している地方自治体の首長を常勤としていくこと、人材の不足が顕著な専門職及び管理職として、新たに700人の職員を指名・採用するとともに給与体系を見直すことが挙げられている。この計画の実施によって必要とされる費用は、年間1500万リンギ（約6億9千万円）から1600万リンギ（約7億3千6百万円）とみられている。

マレーシアでは、高度経済成長による都市化の進展にともなって、地方自治体が公害対

策や都市整備等、専門的な開発業務を行うことが求められてきている。しかし、地方自治体の側では、町（District Council）レベルの自治体を中心として、こうした業務に対応できる人材、組織が整備されていないという問題点がある。

現在、マレーシアには、1首都、4特別市、26市、113町の計144自治体があるが、このうち、各自治体の最高責任者である首長が常勤であるのは24自治体にすぎず、特に町レベルで常勤首長を有しているのは、わずかに1町のみとなっている。

非常勤首長のほとんどは、州の幹部又は職員であることが多く、州都の場合は州の首席大臣が、それ以外の自治体では州行政参事会（内閣）の委員や、州職員で州内の郡行政の責任者である郡長（District Officer）が首長を兼務している。こうした非常勤首長は、通常は州や郡の役所に勤務しており、首長としては、わずかな手当をもらって、毎月1回程度開催される地方自治体の議会に参加するのみというのが実態である。

首長が非常勤である地方自治体においては、実質的な業務の責任者は事務方のトップである事務局長（Secretary）となっているが、地方自治体の業務が専門家するにつれ、首長首がリーダーシップを發揮して、各種の開発業務に取り組むことが求められてきていることから、今回の措置がとられることとなった。ティン住宅地方自治相によれば、今後、年間の歳入が1千万リンギ（約4億6千万円）を超える自治体の首長を常勤化していく計画で、少なくともすべての市（Municipal Council）の首長は常勤となるものと考えられる。

一方、専門職・管理職不足についても、対策がとられることとなった。マレーシアの地方自治体では、町レベルの自治体を中心として、長期雇用の正職員が少なく、おおむね2年間程度の契約による臨時職員を雇用して業務を行っているという実態がある。これらの臨時職員は、契約期間中、終了後を問わず民間部門を中心に転職していく傾向があり、地方自治体では業務を熟知した職員の不足に悩まされている。

今回の対策は、全国の自治体に全部で700のポストを新設する一方、給与体系の見直しを図り、これによって長期間にわたって地方自治体の業務に従事できる職員を増やすのが目的で、このうち、専門職員についてはアシスタントとして従事している職員を格上げして確保することとしている。

(ニュー・ストレイツ・タイムズ5月1日号参照)

(住宅地方自治省地方自治局への聞き取りによる)

（3）フィリピン

①農業政策（1997年3月分）

昨年のフィリピンの農業生産額は前年比3.9%増を記録、過去7年間で最高の伸び率となった。特に主力作物であるココナッツは、昨年の台風災害が深刻であったが順調に回

復しつつあり、輸出額も8億4,542万米ドルと、昨年の10億9,900万米ドルから23.1%減少したものの、過去15年間で2番目の数字となっている。同国全体の輸出額から見てみても、近年著しい伸びを見せている電子製品、衣料品に次いで第3位を占めており、全就業人口の44.6%が農林水産業従事者（1994）である同国にとって、農業が依然として主力産業の一つとなっている。

ところで、同国政府は農業について、(1)小規模農家の所得向上、(2)生産性の向上、(3)農業所得の公平な分配の実施、(4)食料の自給の達成、(5)農村地域での雇用機会の創出、の目標を掲げ、国家産業としての近代化を推進している。行政機構上は、農業技術の指導・普及などを農業省が、灌漑などの農業基盤整備を公共事業・道路省が、また、アキノ前政権からの重要課題である農地改革は農地改革省が担当している。

州をはじめとする地方自治体は次のような業務を行っている。

- (州・市)
 - ・農業の振興（農業基盤施設の整備を含む）
 - ・現地実態調査サービス
 - ・動植物の病害虫や病気の予防と抑制
 - ・生活物資マーケット
 - ・人工受精と種畜牧場、家畜市場の運営
 - ・農業協同組合の設立運営に関する監督・指導・補助と職員の雇用
 - ・農地転用の規制
- (町・市)
 - ・家畜・家禽
 - ・種苗場の管理
 - ・灌漑・用水と土壌の資源利用
- (バランガイ)
 - ・栽培材料の配給
 - ・農産物の収集及び販売所の運営

州は、これらサービスで各市町にまたがる広域的なものや管轄内の農業施策の指導調整を行うため、地方任命官である農業技官を設置し、管轄内で現地調査を指導・監督の上で実施して、適正な技術指導等によって農業振興を図っている。また、同技官には、これを実行するための規則や規制を施行する強い権限が法的に付与されている。

同国の農業は、遅々として進まない農地改革や2005年に予定される米の輸入自由化、毎年襲来する台風などの自然災害と、以前にも増して厳しい環境におかれているが、政府は97年の投資優先計画の中で近代化、環境対策と共に農業を重点プロジェクトとして位置付け、今後も積極的に取り組んでいく構えである。

（2月6日付けマニラ・クロニカルほか）

②外交政策（1997年4月分）

フィリピンのレナト国防相は、自国領土であるスプラトリー諸島に中国の艦船が4隻侵入し、3隻は武装した海軍艦、1隻は偵察船であることが判明、現在その動向を注意深く監視するとともに、中国政府に対して、在フィリピン中国大使館を通じて抗議していると5月2日に明らかにした。

このスプラトリー諸島は、中国名を「南沙諸島」といっており、フィリピン、中国のみならず周辺各国が領有権を主張する所となっている。

南沙諸島は、1917年に日本人が調査した結果、燐鉱が発見され、1923年には日本企業が駐在員を同諸島の南双子島に置き、燐鉱の採掘を始めた。しかし、インドシナ半島を植民地としていたフランスが1930年に占領し、1933年には正式に領有宣言をした。その後、日仏が対立し、1939年には日本が同諸島を占領、同諸島を当時日本領であった台湾の総督府管轄下の新南群島として領有宣言をし、第二次世界大戦中は潜水艦基地を置いていた。戦後、1951年9月8日に対日講和条約締結時に領有権を放棄したことから、周辺諸国は次々に領有権を主張し始めた。

まず、台湾が対日講和条約締結以前の8月に、戦前の管轄が台湾にあったことを最大の理由にその領有を主張した。続いて、中国は同国領土の南海諸島の一部であり、フランス領有以前は中国の漁民が同諸島を利用していたことなど歴史的に中国領土であったとの理由から領有権を主張している。また、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイがそれぞれ地理的、歴史的または安全保障上の理由により自国領土として、その領有権を主張している。また、1960年代末に行われた海底資源調査でアジア最大級の海底油田や天然ガスの存在が有望視されていることから問題を一層複雑強固にしている。

現在、ベトナムが約20島、中国、フィリピンがそれぞれ8島、マレーシアが3島、台湾が1島に小規模ながら軍隊を駐留させており、1974年と1988年には中国とベトナムの間で武力衝突が起こっている。

そこで、1991年に紛争当事国でないインドネシアが主催するジャカルタ非公式会談（JIM）が開催され、平和解決を目指すことで関係国の合意をみたのだが、1992年2月、中国は領海法を制定し、同諸島内のグラク岩礁に領土標識を立てるとともに、同地域の資源探査についてアメリカの石油開発会社と共同開発の契約を結ぶという行動に出た。フィリピン、マレーシア、ブルネイの各国はこの問題を同年9月にマニラで開催されたASEAN外相会議に持ち込み「南シナ海に関する特別宣言」を採択し、1994年に加盟したベトナムを含むASEAN全体で、この問題の解決に当たることとしており、併せて海底資源についても共同研究・開発促進を提言している。

ラモス大統領は、この侵入事件に対してNSC（国家安全保障会議）の開催は必要ないとの考えで、外交上の抗議に対する中国の出方に注目している。

（5月3日付けマニラブリテンほか）

③治安（1997年5月分）

ミンダナオ島では、政府とモロ民族解放戦線（M N L F）との停戦協定締結により政情が安定してきているが、同島中部では依然誘拐事件が多発している。20日、同島北部イリガン市で開かれた会議の席上、ラモス大統領は、これらの誘拐事件は政府が継続的に行っている振興対策の効果を遅延させるものとして、政府の「最大の関心事」であると発言した。

誘拐事件をはじめ、各種犯罪の取締りにあたるフィリピンの警察は、アメリカ合衆国の行政制度を参考に地方自治体の主管する地方警察として設置されていたが、地方の実力者と癒着する例が多いということから、1974年3月からマニラ首都圏から順次、地方警察（消防署及び刑務所を含む）を中心統合し、1978年8月国家統合警察（I N P : Integrated National Police）が創設された。また一方で、国防省には陸・海・空各軍とともに国家警察軍（P C : Philippines Constabulary）が設置され、主にゲリラ対策を行ってきた。これは同国の国防が比米間安全保障体制の下で進められてきており、国軍は主に治安の維持に力を注いできたためである。この国家警察軍の司令官が国家統合警察の長を兼務し、国家統合警察は1983年7月に国軍の一部となった。しかし、マルコス政権が1986年2月に倒れ、アキノ政権が誕生すると翌1987年に新憲法が制定され、警察は国軍から分離独立した。警察は、1991年に警察軍と国家統合警察を統合したフィリピン国家警察（P N P : Philippines National Police）として、従来の自治省（Department of Local Government）が改組・設置された内務・自治省（D I L G : Department of Interior and Local Government）に設置された。但し、P N Pは内務・自治省の一部局として設置されているのではなく、内務・自治長官が委員長を務める国家警察委員会（N A P O L C O M : National Police Commission）の管轄下に置かれている。

国家警察委員会は、P N Pの政策や基準の発布、人事や組織の運営などに関する計画の修正といった権限を持ち、警察行政やその機能に関して大統領に助言する。この委員会の下にP N Pは長官（Director-general）を筆頭に、各州に管区事務所（Provincial District Offices）を、また市や町（City, Municipalities）には警察署を配置し、刑事、防犯、警備、交通といった警察活動を行っている。その結果、同国における犯罪発生件数は、人口10万人当たりの犯罪件数でみると、1986年から1990年までの平均が232件であったものが、警察軍と国家統合警察が統合してフィリピン国家警察が誕生した1991年は191.1件と減少し、以後、ラモス大統領が就任した1992年に161.4件、1993年は145.7件、1994年は139.5件、そして1995年には112.8件と、1990年までの平均発生件数に比べて半減している。

治安問題は、外国資本が投資を決定する際の重要なファクターであるといわれており、フィリピンは、ラモス大統領が示した「フィリピン2000」ビジョンのもと、電気・通信・交通といった社会資本の整備とともに、治安の改善に積極的に取り組む姿勢である。

（6月21日付けマニラ・プリテン、Philippine Statistical Yearbook 1996）

(4) インドネシア

① 1996年の経済成長率は7.82%（1997年3月分）

インドネシア国家開発計画担当大臣は3月24日、1996年の国内総生産（GDP）成長率が7.82%であると発表した。これは、前年の成長率8.21%を0.72%下回るものであるが、第6次5ヶ年開発計画に定めた1999年3月末までの5年間の平均成長率目標数値である7.1%を0.72%上回るものである。この数値について同大臣は、「依然として望ましい数値」であるとし、高成長率だけでなく、安定や所得分配等、幅広い視点が必要であるとの見解を示した。

産業別では、電気・ガス・上水道産業が12.61%と最も高く、以下建設業（12.37%）、製造業（11.03%）、金融（10.52%）、運輸・通信（8.56%）と続いている。

各部門が経済に占める割合では、農業部門が16.3%と昨年比0.86ポイント低下し、工業部門が25.16%、一般サービスが41.01%であった。

1人あたりのGDPは、人口抑制策の効果も相まって、前年比101ドル増加の1,140ドルとなった。

② 地方税及び徴税に関する新法制定へ（1997年4月分）

国会は、地方税及び徴税法案、土地建物権収入法案、差し押さえによる徴税法案、税裁判所法案、税以外の収入法案を全会一致で可決した。今後スハルト大統領の批准を得て、1998年の1月1日から施行される見通しである。全会一致ながら、野党からは「税収を主要財源として確保する一方で、無駄な開発計画に資金を浪費している。政府は腐敗や企業との癒着を排除すべき」との声明が発表されている。インドネシアの州の税収が州の収入に占める割合は1993年時点で約20%、県・政令市では約3%であり、同国の税収全体に占める地方税の割合は約5.5%である。これについては、州、県・政令市に与えられている徴税権は限られており、徴税機構の未整備と納税者の納税意識が低いこともあって、税収の増大は困難な状況にあるとの指摘もあった。政府は、この法案について、「州、県・政令市の収入を強化させるものであり、法案の通過は歴史的な瞬間」とのコメントを発表している。

新たに、導入される地方税及び徴税に関する法律により、これまで16種類あるともいわれていた州の地方税は3種類に、44種類あるともいわれていた県・政令市の地方税は6種類となる。（表参照）

土地建物権収入に関する法律では、3千万ルピア（約150万円）を超える土地建物の

所有権の移転には、5%の税がかかり、このうち10%が州の、80%が県・政令市の収入となる。残りの10%は中央政府の収入である。

差し押さえによる徴税に関する法律により、徴税当局は、差し押さえ、没収通知、保証人等の方法を保証される。期限内に納税しないものに対しては、差し押さえ通知を発行し、48時間以上経た後に没収通知を発行することが出来る。また、税当局は、1億ルピア(約500万円)以上の滞納者については、6カ月まで出国を禁止することが出来る。

税裁判所に関する法律では、ジャカルタに税裁判所を設置することが定められ、必要に応じて各地にも設置される。ここでは、納税者の異議申し立てや資産評価に関する苦情等が処理される。税裁判所は、これまで税に関する異議を処理する機関としてうまく機能しなかった税調停委員会に代わるものとして設置されるものである。

(4月11日付ジャカルタポスト他より)

表 インドネシア地方税の新旧比較

(従来の税については、税収が多い主要なもののみを記載)

州	新法による税	従来の税
	自動車名義書き換え税 自動車登録税 ガソリン売上税	自動車名義書き換え税 自動車税 その他の税
県・政令市	興業税 ホテル・レストラン税 街路照明税 広告税 鉱物採取税 地下水採取税	興業税 ホテル・レストラン税 街路照明税 広告税 屠殺場税 その他の税

(5) タイ

①タイの地方分権計画（1997年4月分）

チャワリット・ヨンチャイユット首相は4月28日、中央官僚を対象とした機構改革に係るマスタープランセミナーにおいて、地方分権の重要性を説くとともに、公務員数の削減と地方政府への大幅な権限及び財源の委譲計画を述べ、中央官僚の協力を求めた。

チャワリット首相は、セミナーに参加した官僚に対し、かつて自分が、13の省及び傘下の160部局のいずれにおいても、準備ができ次第その権限の一部を地方政府もしくは民間部門に委譲すべきであると述べたとき、官僚からの賛同が得られなかつたことを述べ、機構改革は官僚自身の改革であり、官僚は新しい考えを受け入れるべきであると述べた。

地方分権の重要性を強調した上で、チャワリット首相は国家予算における人件費につい

て言及した。1998年度（1997年10月～1998年9月）予算は総額約1兆バーツ（1バーツ約4.9円）を見込んでいるが、そのうち人件費は5,770億バーツ（57.7%）にものぼっている。（単純に比較はできないが、日本の1996年度一般会計予算額における人件費の構成比は約5.6%、また、日本の地方公共団体全体の1994年度の歳出純計決算額における人件費の構成比は約26.9%である。）これに前年度からの継続事業への支出を加えると、残るのは217億バーツである。さらにこれから200億バーツを公務員給与改定のためにとっておかねばならず、残るのはわずか予算総額の0.17%の17億バーツのみとなる。首相は「この額で議会に提出した50ページにもわたる政策を実行するというのでは、私は議会で野党の格好の攻撃的になってしまふ。そんな少ない予算で政府にいったい何ができるというのか。」と述べた。

さらに首相は、改革を行わなければ、2011年には人件費は国家予算の70%にも膨れ上り、政府はなんら発展的な事業を行えなくなってしまうとし、今後15年にこの人員を30%削減すると述べた。そうすれば公務員は民間なみの給与水準を得ることができる、とも述べている。

次いでポーキン・ホンクン総理府相が、首相に引き続き説明を行った。

ポーキン総理府相は、国家には国防、財政、外交及び司法のみを残し、そのほかの施策はすべて地方政府や民間部門に委譲すべきであると述べた。同相は地方自治体の財源についても言及し、1997年から2001年にかけての第8次改革計画期間中、中央政府から県自治体（Provincial Administration Organization）、自治市町（municipal）タムボン自治体にそれぞれ現在の歳入の60%、20%、40%にあたる財源を委譲し、国家公務員の数を10%削減する。残る20%の人員削減については、第9次計画以降で実施するとしている。

また、政府の効率化を図るため、公聴会がより重要な関心をもたれるべきだとし、公務員の勤務評定についても、より透明にするとしている。

しかしながら、この日発表された調査により、国家公務員の地方分権や民営化に対する関心は、人材開発や情報技術の進歩に比べ低いという結果が発表されている。

ホーキン総理府相自身も、官僚が性急な改革を受け入れがたいという事を認めており、改革を成功させるにはその変化が穏やかなものであるべきだと述べている。

（4月29日付け バンコクホスト他より）

(6) ベトナム

①高速道路の建設、司法制度（1997年4月分）

ベトナム政府財務省の発表によると、ベトナムを南北に縦断する高速道路が今後20年以上かけて建設されることになったが、必要とされる45億ドル分の財源の調達には、公債の発行、政府が行う宝くじ発行による利益及び新たな課税が計画されているということである。

財務省政策局長が、ベトナム現地紙に話したところによると、この1,800kmの長さにわたる高速道路建設には、1998年から2020年まで、毎年2億ドル程度の費用が必要になるということであり、必要となる財源の約40%は国内での公債発行により、約3分の1は政府が行う宝くじ発行による利益により賄われ、残りについては、燃料、車両及び法人所得に対する新たな課税と事業登録手数料の収入により賄われることとされている。

また、この事業の実施に当たっては、ジャングルや山岳地域に道路を切り開いていくため、莫大な労働力が必要になるということであるが、その労働力としては、若者のボランティアや徴兵により兵役に就いている者が当たることとされている。

この事業に関しては、今月上旬、数人の国会議員が、政府に対して経済的側面からの実行可能性について質問するとともに、徹底的に経費に関する調査を行うよう要求した。これに対して、ボー・バン・キエト首相は、国会議員がこの事業について質問する権利を持っているのは当然であるが、この事業の必要性と建設費用の捻出が可能であるかどうかについては、すでに注意深く検討されたものであると話している。

「司法制度」

ベトナム憲法によると、ベトナムの司法機関としては、最高人民裁判所(Supreme People's Court)、各レベルの地方行政単位に設置される地方人民裁判所(Local People's Courts)、各軍事裁判所(Military Tribunals)及び法律によって設置されるその他の裁判所がある。また、特別な状況においては、国会の規定により特別裁判所を設置することができるとされている。

最高人民裁判所は、ベトナムにおける最高の司法機関であるとされ、各地方人民裁判所、各軍事裁判所の裁判を指導監督する。また、その他の裁判所についても、国会の規定により設置された特別裁判所を除き、最高人民裁判所が指導監督することとされる。

最高人民裁判所長官は、国会において選任され、その任期は、国会議員と同様5年である。そして、長官は国会に対して責任を負うとともに、国会に活動報告をし、国会が閉会中の時は、国会常務委員会と大統領に対して責任を負い、活動報告をすることとされている。各地方人民裁判所の裁判長は、同レベルの人民評議会に対して責任を負い、活動報告をすることとされる。

人民裁判所の裁判は、法律の定めがある場合を除き、公開により行われる。また、人民裁判所の裁判には人民陪審員、軍事裁判所の裁判には軍人陪審員が参加するという陪審員制が採られている。裁判においては、判事と陪審員はそれぞれ独立しており、法律のみに従って審理を行うこととされる。その他、多民族国家ベトナムにおける司法制度の特徴として、それぞれの民族が各自の言語、文字により裁判を行う権利が保障されていることがある。

なお、検察機関としては、司法機関と同様、最高人民検察院（Supreme People's Office of Supervision and Control）、各レベルの地方行政単位に設置される地方人民検察院（Local Offices of Supervision and Control）及び各軍事検察院（Military Offices of Supervision and Control）がある。

（参考資料 1997.4.23 付けストレイツ・タイムズ、ベトナム 1992 年憲法、アジア諸国 の地方制度（V）、アジア動向年報 1996、東南アジア要覧 1992 年版等）

②ベトナム・シンガポール工業団地の整備、教育制度（1997年5月分）

ホーチミン市近くのソンベ省南部に建設が進められているベトナム・シンガポール工業団地は、計画より 1 年も早くその整備が進んでいることが明らかになった。

ベトナム・シンガポール工業団地は、1994 年に両国首相の合意により建設が開始されたもので、1996 年から 8 年かけて 500 ヘクタールのゴム園を現代的な工業団地とするプロジェクトである。この工業団地は、シンガポールにとってもベトナムにおける最大のプロジェクトであり、両国政府による積極的な支援が行われている。ベトナム側では 11 km に及ぶ水道管敷設を既に行なったほか、昨年末には、工業団地への投資認可手続きを迅速に進めるため、ホーチミン市に投資認可手続きを行う機関を設置した。その他、ベトナム経済開発局がこの工業団地での就労促進のため電機・機械技術者養成のための技術大学を設置したことである。

すでに、世界各国から 16 の企業が進出に関する契約を結んでいるということであるが、大部分はアジアからの進出であり、欧米諸国では、いまだにベトナムへの投資に対する警戒心を持っているのではないかと工業団地の責任者は話している。

「教育制度」

ベトナムにおける教育は、ベトナム戦争における南北統一後、北部に比べて立ち遅れていた南部への教育の普及、教育面での戦争の影響の克服等が進められた一方、新時代に対応する新たな教育が必要となってきたことなどから、1979 年から教育改革が開始された。その後、経済悪化に伴い、学校教師の離職や就学しない児童の増加等教育水準の低下

がみられたものの、経済の発展により、現在は科学技術、経済発展や国際性を重視した教育が進められている。

現在の教育システムは、まず幼児教育機関として幼稚園（3～6歳）があり、普通教育機関としては、小学校（7～15歳）と中学校（16～18歳）がある。なお、小学校は5年間の初級学校と4年間の中級学校に分かれている。

高等教育機関としては、中等技術学校、大学、技術訓練学校があり、中等技術学校及び大学では、通常の全日制クラスのほか、社会人向けに通信教育や短期スクーリングを行う在職コース、あるいは特定テーマについての短期聴講制度なども発達している。

その他、文盲を脱出した成人を主な対象として、補習教育学校が設けられている。

1995年度（ベトナムにおける学校の年度は9月～6月）における学校数、生徒数等は下表のとおりであるが、近年は、中等技術学校と大学の生徒数の伸びが著しく、ここ数年は、前年度と比較した生徒数の伸びが毎年度30%程度となっている。

特に1995年度における大学の生徒数は、1994年度と比較して47%の伸びを見せており、急激な経済成長に伴って高等教育機関に進む生徒の数も急激に増加していることがわかる。

学 校 の 種 類	学 校 数	生 徒 数	教 員 数
幼 稚 園	7, 213	1, 931, 611	75, 034
小 学 校	19, 704	14, 541, 500	453, 272
初 等 学 校		10, 228, 800	298, 856
		4, 312, 700	154, 416
中 学 校	1, 345	1, 019, 500	39, 398
中 等 技 術 学 校	*266	197, 500	9, 425
大 学	109	297, 900	22, 750
技 術 訓 練 学 校	(不明)	58, 689	6, 055
計	28, 637	18, 046, 700	605, 934

（参考資料 1997.5.24付けストレイツ・タイムズ、VIETNAM STATISTICAL YEAR BOOK 1995、アジア動向年報1996、東南アジア要覧1992年版等）

5 ソウル事務所

①内閣改造関係など（1997年3月分）

4日、金大統領は辞意を表明していた李寿成（イ・スソン）首相にかわり、新首相に高建（コ・ゴン）元ソウル市長を任命した。なお、高氏は93年2月に金政権が発足して以降、6人目の首相となる。新首相に就任した高建氏は、全羅北道出身で内務部に入省、全羅南道知事（官選）、青瓦台政務首席、交通部長官、内務部長官などを歴任した行政通として知られている。また1988年から2年間にわたりソウル市長を務め、その後は大学総長に就任していた。高首相は就任に際し、経済回復、安保強化、韓宝疑惑をはじめとする不正腐敗の摘発、公明な大統領選挙の実施などを当面する政府の課題としてあげた。

次いで5日に、金大統領は経済部署を中心とする7閣僚を任命した。副首相兼財政経済院長官には姜慶植（カン・ギョンシク）議員（新韓国党）、内務部長官に姜雲太（カン・ウンテ）前農林水産部長官、通商産業部長官に林昌烈（イム・チャンヨル）財政経済院次官が任命された。なお、他の新長官は次のとおり。

法務部長官 崔相腑（チエ・サンヨン）前法制庁長、

建設交通部長官 李鉉均（イ・ファンギュン）国務総理行政調整室長

科学技術處長官 権肅一（ゴン・スウギル）ソウル大教授

文化体育部長官 宋泰鎬（ソン・テホ）国務総理秘書室長

報勲處長官 朴相範（パク・サンボン）元平和統一委員会事務総長

また6日には、11名の次官級人事がおこなわれ、内務部次官には李根植（イ・グンシク）青瓦台公職紀綱秘書官が任命された。また鄭泰洙（チョン・テス）前次官は14日付で大韓地籍公社社長に任命された。

②大邱広域市の「公開監査」宣言（1997年3月分）

11日、大邱広域市は、韓国の自治体として初めて「公開監査」を宣言した。これは、17日から行われる市内西区庁の監査の結果を市民に公開し、また金品や物品の要求や授受、責任回避により生じた損失、不誠実な対応などの不正があったか否か市民から調査する一方、市政発展のための提案と批判を受け入れるものであると言う。12日付「朝鮮日報」は、「従来の行政機関に対する監査が非公開で行われ、また監査結果が上部団体や検査期間に通報されるのが通例であったが、今回の公開監査は“破格的”なこと」と報じている。なお大邱広域市は、西区に続き、他の区の監査も継続して公開していく方針という。

③四者会談関係（1997年3月分）

朝鮮半島四者会談の実現に向けた米国と韓国・北朝鮮に対する合同説明会が、5日にニューヨークで開催された。米・韓は朝鮮半島の恒久的な和平をめざす四者協議の意義、また開催された場合の制裁措置の解除、食糧支援の追加などを説明し、北朝鮮側の本会議出席を促した。

しかし、北朝鮮側は検討が必要として、本会議出席への態度を明らかにせず、会議は終了した。韓国紙の報道によれば、北朝鮮側は「表面的には和解のムードが漂ったが、中・韓の間に正式な国交関係があるのに比して、米・朝関係の改善が進んでいない点は不平等」と指摘し、米・朝国交正常化への保証を四者会談に先行させることを求めるなど、従来の基本姿勢を崩さなかつたと言う。

④1996年の経済成長率など（1997年3月分）

20日、韓国銀行は韓国の1996年の経済成長率（GDP基準）は、設備投資の不振などから7.1%と、前年の成長率8.9%から2%近く落ち込んだと発表した。また国民総生産（GNP）は、前年比10.8%増の4,804億ドルで、一人当たりのGNPは初めて1万ドルを越えた95年から5.9%増えて10,548ドルを記録した。

また28日に韓国銀行がまとめた「国際収支動向（暫定）」では、本年1月～2月の累積赤字規模が前年同期比51.2%増の55億9千万ドルに達した。1月の経常収支赤字が31億4千万ドル、2月が24億5千万ドルとやや改善したものの、ウォン安が進展しているものの、輸出が減少していることが赤字増加の要因とみられている。

⑤過消費抑制キャンペーン（1997年3月分）

経常赤字削減の為に展開されている「過消費」抑制キャンペーンが、欧米との通商摩擦の火種となり、問題になっている。韓国の経常赤字は昨年、過去最高の237億ドルを記録し、消費団体やマスコミは、過消費抑制をキャンペーンを展開し、財閥も消費財の輸入中断などを発表し、また政府も昨年9月に「社会全体の消費節約の誘導」を経済方針の一つとして打ち出していた。これに対し、国際貿易機構（WTO）の米国や欧州連合（EU）代表は、韓国政府が輸入車などを贅沢品と位置づけ、輸入車の保有車に対する税務調査や通関引き延ばしを通じて輸入を抑制していると主張し、過消費抑制キャンペーンが政府主導で行われていると非難したが、政府は民間のキャンペーンであると政府の介入を否定している。

⑥「‘99江原道国際観光博覧会」宣布式（1997年4月分）

‘99年に江原道で開催される「‘99江原道国際観光博覧会」の宣布式が、16日に春川市で開催された。同式典には在韓カナダ大使をはじめとする6カ国の大使が参加し、日本からは特別講演者として遠藤安彦自治省事務次官が参加した。

⑦与野党首経済会談（1997年4月分）

経済停滞が深刻化するなか、金泳三（キム・ヨンサム）大統領は、野党・新政治国民会議の金大中（キム・デジュン）総裁、自由民主聯合の金鍾泌（キム・ジョンピル）総裁と新韓国党の李会昌（イ・ヘチャン）代表らと党首会談をひらき、超党派の経済対策協議会の発足など7項目で合意した。

同会議では、◆与野党と各界の専門家による経済対策協議会の早期発足、◆金融改革、貯蓄増進、賃金と雇用の安定、物価の安定に与野党が協力、◆中小・零細企業の支援、大企業の国際競争力強化、◆韓宝事件の真相解明に努めるなどの7項目で合意した。会談後に与野党党首は、対国民談話を発表し「経済活性化に全力を尽くす」とした上で、経済危機の一因が「国民の間に広がる不信と民心の動搖にある」とし、韓宝事件などに対する国民の不信感払拭に努めることを強調した。

⑧大統領候補選挙関係（1997年4月分）

3日、新韓国党の李洪九（イ・ホング）顧問は、各界の有力者100名が参加する中、支持者による集まり「未来社会研究院」の創立準備会を開催し、同党の大統領候補者選びに向けた足場を固めると共に、個人事務所を開設することを明らかにした。

また18日に、国民会議のナンバー2である金相賢（キム・サンヒョン）議員は、記者会見において、韓宝グループから受け取った資金で物議を起こした責任をとる為にも、5月19日の全党大会に大統領候補として立候補しないことを明らかにした。なお、金議員は鄭大哲（チヨン・デチョル）副総裁を候補に推すことも明らかにした。

次いで23日、ベルリン訪問中の趙淳（チョ・スン）ソウル特別市長は、記者会見において「大統領選に野党の一本化された候補として出馬する可能性はあるか」との質問に対し、「樹木は静かにしようとしても、風は止まらず」との漢詩を引用し、「人の運命は思うとおりにならない」と含んだ回答をし、出馬する可能性を否定しなかった。

また、新韓国党では、李会昌（イ・ヘチャン）代表の党内選挙前の代表職辞任をめぐり、ボ

スト金泳三を狙う党内有力者と李代表との対立が表面化した。李代表は金大統領の先例をあげ、代表職を維持したままでも党内選挙に出馬できるとの立場をとる一方、公正な選挙の為には代表職を辞任すべきとの意見が党内で高まっていると言われる。なお、同党総裁である金大統領は、次期大統領候補を選出する党内選挙において中立を守ると28日に明らかにした。

このように新韓国党は、大統領候補を選出する党内選挙に向け動きだしたが、候補者として選ばれる為には党内選挙で30%以上の得票を得なければならず、今後は李代表の代表職辞任と共に、他陣営の取り込みなどが争点になってくると予想されている。

⑨清州国際空港の開港（1997年4月分）

忠清北道の清州国際空港の開港式が、28日に高建（コ・ゴン）首相をはじめとする1,200人が参加するなか行われた。同空港は、長さ2,740mで幅45mと60mの滑走路2本をもつ国際空港で、釜山と済州の国内2路線の外に、釜山経由ながら大阪（週1便）、サイパン（週3便）、グアム（週3便）の国際線3路線が就航する。

⑩食糧支援及び四カ国協議関係（1997年4月分）

朝鮮半島の新たな平和体制を話し合う、四カ国協議への北朝鮮の参加問題に関する準高官会議が、16日にニューヨークで開催された。同会議で、北朝鮮は年間150万トンの食糧支援を要請したが、四カ国協議の開催に関しては結論が持ち越され、18日に再び協議されることとなった。しかし、18日の準高官会議に北朝鮮代表団は、本国の最終承認が必要として会場に姿をみせず、協議は2回延期された。20日の非公式接触で、北朝鮮側は四カ国協議出席の前提条件として、食糧援助と米国の経済制裁の解除を要求し、米国と韓国が即答を避けたため、再開の合意に至らず、会議は再開されることなく終わった。

一方、ソウルでは大韓赤十字社が北朝鮮赤十字社に南北赤十字会談の開催を提案し、北朝鮮側は19日に5月3日に北京で南北赤十字会談を開催することを逆提案した。30日に韓赤側はこれに同意したが、96年8月と9月にも韓赤側は北朝鮮側に赤十字会談を提案し、北朝鮮側がこれを無視した経緯もあり、赤十字会談開催の逆提案は食糧難の深刻さが影響したとみられている。

⑪京釜高速鉄道の手抜き工事関係（1997年4月分）

16日、韓国高速鉄道建設公団は、昨年8月から本年1月にかけて米国の調査会社に依頼したソウル～大田区間の高速鉄道構造物に対する安全点検結果を発表した。それによると、調査会社は全体で1,012箇所を点検したが、全体の70.6%に相当する715箇所の構造物に欠陥があり、全体の21.3%は補修及び再施工が必要であるとの調査報告書を提出したという。これを受け18日に政府・与党は党務会議を開催し、2000年に完工予定の高速鉄道の工期を2年ほど先送りする方針を協議したが、高建総理は監査院に高速鉄道建設公団に対する特別監査を要請した。これにより、7月以降に予定されていた同公団に対する監査は、時期が早まるものとみられている。

⑫新韓国党の党内内紛及び与野党の大統領候補関係（1997年5月分）

与党・新韓国党内では、先月に続き李会昌（イ・ヘチャン）代表の代表職辞任を求める旧民主党グループが、分派行動の自制を求める金大統領の警告にもかかわらず、7日には独自の組織である「政治発展協議会」を発足させ、李代表側との摩擦が表面化した。

与党の大統領候補選出をめぐる対立が激化するなか、金大統領の求心力低下と党内の分裂が一気に表面化し、「国家指導力の空洞化」（8日付「韓国日報」）などの指摘もなされた。18日には「反李代表」の李洪九（イ・ホング）、李漢東（イ・ハンドン）、朴燦鐘（パク・チャンジョン）の3顧問と金德龍（キム・トクヨン）議員、李仁濟（イ・インジェ）京畿道知事が会合し、大統領候補を選出する全党大会の前に李代表の代表辞任を求めた。また、26日には新韓国党顧問の李寿成（イ・スソン）顧問が、党内選挙への立候補を宣言した。李顧問は出馬宣言を通じ、党内の最大派閥である旧民主党系の支援を希望するなど、党内の大統領候補をめぐる争いに影響を与えるものとみられている。

なお、新韓国党は29日に全国代議員大会を開催し、党内大統領候補選挙への立候補の条件を緩和（3箇所以上の市・道において代議員50～100名の推薦を受けた者）し、立候補予定者は、本格的な党内選挙運動に入った。

また、同日午前には、青瓦台において立候補予定者と党幹部が会談したが、同会談でも李代表の代表職辞任問題が取り上げられた。

一方、野党第1党の新政治国民会議（以下：国民会議）は18日に全党大会を開催し、同党の大統領候補選と総裁選を実施した。大統領候補選では金大中（キム・デジュン）氏が77.5%、また総裁選では73.5%を獲得し圧勝した。金総裁は当選演説で国民参加の政治を強調し、「野党単一候補で、我が国50年の歴史で初めて与野党の政権交代を実現しよう」と訴え、4回の大統領選挙にのぞむこととなった。

⑬97年高陽世界花博覧会の開催（1997年5月分）

3～18日にかけて、京畿道高陽市一山区の湖水公園において「97高陽世界花博覧会」が開催された。市側の発表では、目標の200万人には達したかったものの、期間中の観覧客は130万人に達し、花き輸出で8億5千万ウォン（約1億1千万円）の商談が成立し、約90億ウォン（約12億円）の黒字を計上したという。

しかし、韓国各紙は「入場に1時間待ち、入場料金の払い戻しも。いばらの道、花博覧会」（5日付「東亜日報」）、「地方自治体が単独で行う、初の国際的行事であったが、展示品や企画、運営方法に未熟な欠点があった。」（19日付同紙）など、行事運営の問題点などを指摘した。

⑭ソウル市のバス料金引き上げ（1997年5月分）

20日、ソウル特別市は、26日から市内バスを400ウォンから430ウォンに値上げすると発表した。しかし、値上げの発表が急であり、また、昨年10月にはバス業界とソウル市公務員の癒着が発覚し、一旦値上げしたバス料金を元に戻した経緯もあることから、市民の反発は激しく、一部市民団体は趙淳（チョ・スン）ソウル市長の行政に抗議する集会をおこなった。また、値上げ後も、運転手がお釣りを出さないケースや、トークンをばら売りしない販売店などのトラブルも続出しており、バスカードの供給不足と共に市民の不便を増幅させている。

⑮南北赤十字会談関係（1997年5月分）

3日と5日に、食糧援助をめぐる韓国と北朝鮮の赤十字会談が、1992年8月以来4年9ヶ月ぶりに北京で開催された。同会談では、韓国の支援物資を北朝鮮に送る方法などが話し合われたが、合意に至らず物別れに終わった。韓国側は支援物資を国際赤十字社連盟を通さず、直接に北朝鮮へ輸送、陸路ルートの新設と海路の増設、物資の分配過程を韓国赤十字や国際機関が監視するなどを提案したが、北朝鮮側は支援物資の種類、量、時期の3点について、韓国側が明らかにすることを主張し、会談は決裂した。その後、会議は23日に再開され、韓国側は第一次分として4万トンの食糧支援を提案し、北朝鮮側も基本的にこれを受け入れたことから、月末からのトウモロコシなどの食糧支援が直接に北朝鮮側に輸送されることとなった。

⑯亡命者関係（1997年5月分）

12日、北朝鮮から2家族14名が船に乗り、直接に韓国に亡命を求めてきた。船を利用し、直接に韓国に亡命を求めたのは今回が初めてであり、韓国各紙は「北から初のボートピープル14名が亡命」（13日付「東亜日報」）などと報ずる一方、「従来は我々が選別的に（亡命者を）審査して受け入れていたが、今後は審査をする時間もないほど緊急に、北朝鮮から直接に（韓国領内に）海上脱出する事態も増加するであろう。」（14日付「朝鮮日報」）と、今後は海上を通じた亡命者に対する十分な対策が必要と論じた。

⑰第2回東アジア大会の開催（1997年5月分）

10日から19日にかけて、9カ国から1,914名が参加するなか、釜山広域市で第2回東アジア大会が開催された。同大会では公開競技を除く、13競技が行われ、中国が62個、日本が47個、韓国は45個のメダルを獲得した。

閉会式では2001年に第3回大会を開催する大阪市の磯村隆文市長に文正秀市長から大会旗が手渡され、大会は終了した。

⑱経済関係（1997年5月分）

22日、韓国銀行は本年第1四半期（1～3月）の国内総生産（GDP）実質成長率が、5.4%であると発表した。これは昨年同期の7.8%より2.4%低く、93年の第2四半期（4～6月）以降で最も低い数値となった。

なお、経営に行き詰った三美、真露グループに続き、19日には総資産額で韓国第34位の大農グループの系列4社が、不良兆候企業及び正常化支援対策企業に選定された。これは、同グループの主取引銀行であるソウル銀行が、同グループの系列4社を金融機関協約の整理対象企業に指定したことによるが、これで同4社の不渡りは免れることになった。

大農グループの経営悪化は、百貨店などの株式買収が要因と言われるが、「拡大一辺倒の戦略をとってきた、韓国財閥が迎えた大きな転機であり、過去に経験したことのない事業の再構築が必要」（20日付「朝鮮日報」等）との指摘がなされている。

6 シドニー事務所

①政府契約者への監視強化（1997年4月分）

（4月3日付 オーストラリアン）

公的部門の監視機関である連邦会計監査院及び連邦オンブズマンは、本日の上院委員会審議において、政府と外部委託先との腐敗行為調査に関する権限を当該機関に付与する必要性について提言する見込みである。

連邦会計監査院は、キャンベラにて開催の同委員会にて、外部委託先の私的企業が保有する情報へのアクセス権を会計監査院に対して保証することを通じ、同院が公的支出の使途に関する責任を維持する必要性について述べる見込みである。

一方、連邦オンブズマンは、その調査権が外部委託先の企業及び通常の企業にも及ぶような法改正を提言する見込みである。実際、オンブズマンは95／96年度において300にも及ぶ政府外部委託先の企業に関する苦情を受けているものの、政府と外部委託先の契約にはオンブズマンの調査を除外する条項が含まれているため、外部委託された場合に利用者たる国民が受託企業に対し責任追求することが難しい。したがって、現状ではオンブズマンは外部委託に際して、単に政府機関を通じ委託先に公正かつ道理にかなった結果を要請することしかできない。

また、これに関連してNSW大学公共部門調査センターも同委員会の審議において、外部委託を実施した際の行政のアカウンタビリティの動向について証言する予定になっている。その内容は以下のとおりである。

- ・ 外部委託の進展を背景として、公的部門における腐敗の危険性は今までになく高まっている。
- ・ 少数の大企業が大部分の政府サービスを提供する場合には、企業間の競争原理が働くかず腐敗の可能性はさらに高まる。そのため、アカウンタビリティの確保を目的として、連邦政府との契約を行う企業の登録制度を導入し、現存の公的政治資金登録と同様に企業情報のクロスチェックを通じ、腐敗行為の防止を行う必要がある。
- ・ 営業上の秘密を理由として委託先企業が情報開示を行わない場合、外部契約者への公的監視の機会が減少する。

②連邦政府から州政府への都市計画に関する権限委譲（1997年4月分）

（4月3日付オーストラリアン）

連邦政府から州政府への環境に関する権限委譲により、今後開発計画の多くが州政府の監視の下に行われる見込みである。

ヒル連邦環境大臣は、アデレードで開催された全国環境弁護士協会の会合のスピーチの中で、「連邦政府から州政府への権限委譲計画下で、連邦政府の環境問題に関する権限は縮小していく。連邦政府は、地方自治体や州政府が重要な役割を担うべき分野からは撤退し、全国的な環境問題に限り権限を行使する。」と述べた。

現在、オーストラリア政府間評議会は、連邦政府と州政府の環境に関する権限の見直しを行っており、ヒル大臣はその動きを受け、環境に関する事項のうち重要なものののみを連邦を権限とする意向を持っており、このようなコメントをしたと思われる。

ヒル大臣によると、1970年代の中頃からの傾向として、連邦法では、本来なら州政府が権限を行使するのが適当な分野において、連邦政府の権限として規定されており、その一方で、本来なら連邦政府が行使すべき権限（例えば世界文化遺産条約に基づく権限）が州政府の権限として規定されている。

この権限移譲に関して、環境保護団体は、環境問題に関する権限を州政府が行使することに対して慎重な態度をとっている、連邦政府は本来連邦政府が権限を行使すべき分野からの撤退を図ろうとしている、と指摘している。

③連邦政府公務員の状況のレポート（1997年4月分）

（4月7日付 オーストラリアン）

小さな政府を目指し、政府サービスの外部委託を促進し、自主退職優遇パッケージを提供する政府の動きにより、連邦政府公務員数は顕著に減少してきている。この小さな政府を目指す動きについて、市民からの支持はあるものの、実際に外部委託がもたらすコスト削減効果については、一部の学識経験者から疑問が投げかけられている。

10年前には17万人強であった連邦政府の公務員数（公社などの職員を除く）は、現在では、14万人にまで減少している。この減員の要因としては、「職員の所属機関が民営化された」及び「州政府（準州を含む。）への移管」によるものが3分の2、「自主退職」によるものが約3分の1を占めている。この減少ペースは、96/97年度ハワード政権下で、10,500人の早期退職者優遇措置を導入したことにより、さらに加速している。同様の措置は97/98年度予算においても講じられる見込みである。

上級職員への契約制の導入、人員削減、外部委託の推進等に伴い、公共部門の職員の身分保障の度合は低下してきているが、新卒者の間での連邦政府公務員に対する人気には依然として高いものがある。しかし、彼らの本当の目的は公共部門における研修制度にあり、途中で公務員を辞め民間部門へ転職する者が多い。この傾向は特に大蔵省において顕著である。

一方、前の労働党政権以来、政府サービスを民間部門に外部委託する動きが進行してい

る。労働党政権下では、「政策形成等を政府が行い、市民へのサービス提供等は外部委託する。」というコンセプトを基本としていたが、実際には政策形成に係わる部分もかなり外部委託されていた。

これに関して、行政改革の中心的存在であるモーア・ウィルトン氏は、昨年の10月の講演の中で、「政府部门の資源は経済規制や国防、政策形成などに集約するべきである。」と語っている。これはすなわち、社会保障、健康保健制度などは、州へ権限を移譲するか、外部委託をすることを意味する。

連邦政府の討論ペーパーでも、外部委託等を通じて効率的な政府に変化していく必要性が述べられている。

また、政府サービスの外部委託を支持する者によれば、外部委託により20%から30%の費用削減が可能になるとされている。しかし、ジェームスクック大学、ジョン・クイギン氏は、政府財政への直接的な影響だけでなく間接的な影響も含めて計算した場合、外部委託による費用削減は20%以下にとどまると指摘している。

これに関連して、トニー・ハリスNSW州会計監査院長も、昨年度に行ったスピーチの中で、「民間部門の利益は、公共部門のインフラに対する大規模な支出（損失）の上に成り立っている。」と語っている。すなわち、民間部門・公共部門を通じてのトータルな社会コストは、指摘されているほどには変化しないかもしれない。

④ビクトリア州における公共交通機関及び公営企業の民営化の状況

(1997年4月分)

(4月18日付 シドニーモーニングヘラルド)

ビクトリア州政府は、最大の損失を生じている公共交通機関の経営部門の民営化することを発表した。これは、民営化が可能な部門の範囲を拡大するものとして注目される。

発表された計画によれば、公共交通機関の資産は州政府が所有し続けるが、電車、バス、路面電車等の経営部門は来年末までに民営化する。要求する補助金の額が最も少ない企業に経営権を売り渡す予定である。同州のクーパー運輸大臣は、「民営化後も、料金、運行計画、安全などに関する州政府の統制は続けていく。」と語っている。

これに関して、ビクトリア州野党側は、この民営化は料金の値上げやサービスの低下をもたらすと語っている。

オーストラリアにおける民営化は、財政赤字縮小を目的として、特に政府部门が維持しなくとも差し支えないと考えられる部門で進められてきたが、ビクトリア州における民営化は、日常生活に必須な部門にも広がっており、電気供給ネットワーク及びガス供給施設の売却も予定されている。

連邦レベルの民営化をみると、かつてのホーク政権やキーティング政権下では、売却による歳入はもっぱら財政赤字縮小に充てられていたが、前労働党政権下で累積赤字削減以外の目的にも充てられるようになった。

テルストラ電信電話公社の一部民営化についても、現政権は当初その売り上げを連邦政府の赤字縮小のためのみに用いると公約していたが、政治折衝の結果、最終的には収益の一部が環境目的に用いられることになった。

ビクトリア州政府の場合は、民営化による売り上げは、全て州政府の赤字削減のために用いられている。この結果、ケネット首相就任当時は、州内総生産の30%に相当する300億豪ドルに及ぶ累積赤字を抱えていたが、現在は180億豪ドルにまで縮小している。その反面で、行政サービスの価格は以前より高くなり、必ずしも市民重視と言える結果になっていないという見方もある。

過去5年間の主要な民営化

単位：億豪ドル

		実施時期	売却額（見込）
連邦レベル	飛行場管理公社	1997年	30～35
	コモンウェルス銀行	1993～1996年	80
	カンタス航空(25%)	1995年	15
	国立血液研究所	1994年	3
N S W 州	州立銀行	1994年	5.76
	州社会保険局	1992年	12
ビクトリア州	5発電所	1996年	80
今後実施予定			
連邦レベル	テルストラ電信電話公(33%)		100
	国防産業についても可能性を検討		
ビクトリア州	ロイ・ヤン電力会社		
	公共交通機関		

⑤連邦政府公務員法の改革（1997年5月分）

（5月19日 オーストラリアン）

ハワード政権下での公務員法改正案によると、連邦政府各省庁の長（次官）の勤務条件は、首相との個人的な契約により決定されることとなる。この改正は、連邦政府における雇用関係を民間のそれに近づけようとする動きの一環として行われるものである。次官以外の上級職員については、労使関係法の適用を除外され、雇用条件についての決定権は次官に委ねられる。一般公務員の勤務条件については、従来どおり労使関係法が適用される。

連邦公務員法改革に関するペーパーは、連邦職員の労働条件を保障する制度は以下のよ

うに簡素化すべきとしている。

- ・ 大多数の公務員の雇用期間・雇用条件に関する決定システムを民間企業のシステムに近づける。
- ・ 労使関係法の適用される公務員についても、契約に基づく雇用の制度の導入を検討する。
- ・ 連邦政府の一元的機関ではなく、各省庁の次官がそれぞれの省庁の職員の雇用、昇進解雇、給与、職務内容に関する決定を行う。
- ・ 次官のアカウンタビリティを確保するために、次官の任命権は首相に付与する。
- ・ 次官の任期及び勤務条件は、首相と次官との契約により決定するものとし、任期は最長5年間とするが、任期の途中で首相が契約を解除することも可能とする。

このペーパーでは、個々の契約の内容が公開されるか否かについては明記されていないが、リース連邦労働関係省報道官は、各部局の年次報告書において、次官及び上級職員の給料については公開するとしている。

この改革の背景の一つとして、民間の水準と比較して上級政府職員の待遇が劣っているため、優秀な職員を採用することが困難になっていることが挙げられている。

⑥ごみ処理の将来計画案発表（1997年5月分）

（5月15日シドニーモーニングヘラルド）

南シドニー廃棄物計画管理委員会は、ゴミ処理方法の今後のあり方を示す新しいゴミ処理計画案を発表した。同案は、NSW州政府が打ち出している方針に従い、同地域内の年間ゴミ埋め立て量を2000年までに60%削減するという大胆な内容となっており、全体としてリサイクル型社会の構築を目指す内容となっている。

この計画案は、環境的に持続可能なゴミ処理を推進することにより、消費型社会を脱却し、リサイクル型社会を構築することを目的としている。同案には各家庭でのコンポスト化の推進、分別ゴミ収集の推進も盛り込まれており、こうした「ゴミ最少化」の努力を怠ったものに対しては、高額の罰金を科することとしている。

計画の骨子は、2ヶ月間地域住民に公開されているが、その内容は以下のとおりである。

- ・ 来年の1月から、木や草など個人的な庭園作業に付随するゴミを出すことを禁止する。
- ・ ゴミ廃出量に応じた課金の徴収を認める法案を導入する。
- ・ 古紙、家庭電化製品などをゴミとして出すことを漸次禁止していく。
- ・ 買い物袋など腐敗せず自然に還元されない包装パッケージの使用を禁止する。
- ・ リサイクルが可能なゴミの回収責任を市町村から企業へと移し、デポジット制度など生産者責任制度を導入すること

この計画の重要なポイントは、家庭からのゴミをコンポストなどを用いた生物工学的処理により再利用することを目標としたことである。

同案は、ゴミ処理に関する調査結果をもとに作成された。この調査によると、現行のゴミ最少化・リサイクル促進政策は現実には機能を果たしておらず、ゴミ量削減には寄与していない。

この計画案に関して、ロン・ホーイング廃棄物計画管理委員会委員長は「現在、埋め立て処分場は不足しており、ゴミ量の削減が必要である。しかし、人々はゴミ集積場から自動的に消えるゴミの行方には関心を払わず、ゴミ最少化にも積極的でない。このような態度を改め、一人ひとりがゴミ削減に取り組まない限りゴミの増加は続くだろう。最終的に、この計画が実施されるときには、政府、産業界、地域社会それぞれの役割の変化が必要になる。」と語っている。

N S W州廃棄物処理法は、広域的な廃棄物処理への取り組みを規程しており、この達成のために複数の自治体が自主的に廃棄物管理委員会を設置し、廃棄物処理計画を策定することも規程している。南シドニー廃棄物管理委員会は、こうしたもののが一つである。

⑦N S W州都市計画法の改正（1997年6月分）

（6月13日付 シドニーモーニングヘラルド）

大規模投資家の利益保護を目的として、N S W州都市計画法の改正手続きが急ピッチで進められている。これに対して、環境保護団体は、この法改正は都市計画に対する市民参加の権利を制限するもので、都市計画手続きを不明確なものにすると反対を表明している。

同法改正は、開発計画に技術的な違法行為が含まれていても、その改善措置を要求すれば開発許可決定を行うことができる権限を土地・環境審判所（Land and Environmental Court）の審判官に付与するものである。この違法行為には、開発計画により影響を受ける者に対する告知義務を怠った場合も含まれる見込みで、地域コミュニティに告知がされない開発計画についても許可決定が行われるようになるおそれがある。

当初、政府は大臣が指定する主要な開発計画に限り審判官に新たな権限を付与するという改正を検討していたが、野党の意見を考慮して、全ての開発計画を対象とする修正を行った。

ガブリエル・キブルN S W州計画局長は「個別の開発計画を対象とした特別法が既にいくつか制定されているが、この法改正は、将来的にそのような特別法を制定しなくてもよいようにしていくことを意図したものである。」と語っている。政府は既に、主要な都市開発計画について、その開発のもたらす利益を考慮して、計画の一部に問題が含まれても開発を認めるといういくつかの特別法を成立させている。

自然保護審議会及び総合環境センターは、「改正案が成立すれば、開発申請や開発評価のプロセスにおける技術的な違法行為を容認する義務を審判官に課すことになる。このことは、技術的な違法行為を含む開発許可申請であっても、開発許可機関及び土地・環境審判所審判官が容認するというメッセージを開発業者に送っているようなものである。改正案は、地域コミュニティに悲惨な状況をもたらしかねない。慎重に注意深く議論する必要がある。したがって、改正作業は白紙に戻すべきである。法改正案は、結局、開発許可申請手続きにおける確実性を排除し、開発業者に利益をもたらす一方で、市民には不利益をもたらすものだ。」としている。

ちなみに、土地・環境審判所は土地使用や建築許可に関する審判を行う機関であり、不許可決定を受けた開発業者等が審判の申し出を行うことが多い。

⑧共和制導入の是非を問う国民会議について（1997年6月分）

（6月20日 オーストラリアン他）

ハワード連邦首相は、共和制導入の是非を問う国民会議を開催することを1997年2月4日に発表しており、現在その準備が進められている。計画によれば152名が同会議に参加し、そのうち半数の76名が連邦・州政府により任命、残りの76名については選挙により選出することになっている。同会議の主要な議題は、以下のように予定されており、その結果に基づいて、国民投票に付す内容が検討されることになっている。

- ・ オーストラリアでの共和制導入の是非
- ・ 現在の選挙制度の変更の必要性
- ・ 変更のスケジュール

現在のところ、議長及び副議長に関しては、ハワード首相の推薦する2名について連邦閣議で承認が得られた（議長は国民党のベテラン議員シンクレア氏、副議長は労働党代表ジョーンズ氏）。また、政府の任命するメンバーについても、NSW州及び南オーストラリア州の代表各1名を除いた74名が既に確定している。代表者には、ハワード首相、フィッシャー副首相、キム・ビーズリー野党党首といった連邦議会関係者、各州政府首相、各州野党党首といった州政府関係者、市長などの自治体関係者・大学教授などの民間人が含まれる。

政府案では、選挙で選出する76名の代表の選出方法は任意（投票を義務づけないという意味。）郵便投票によることとされている。任意郵便投票による場合、強制投票の場合と比較して約2千万豪ドル節約できること等がその理由である。しかし、任意郵便投票によることを定めた法案に対し、強制投票により代表の選出を行うとする修正が6月17日に上院で行われた。この修正の議決に先立ち、政府は、任意郵便投票が承認されない場合

には、特別法を制定せず、すべての参加者を政府が任命することにするという発表を行っていた。

しかし、その後、一部の上院議員が、今回の選挙方法を前例としないという条件付きで政府案賛成に回ったため、任意郵便投票を採用する法案が8月28日に上院を通過し、来年の初めに国民会議が開催されることが最終的に確定した。同法案の成立により、オーストラリアでは前例のない任意郵便投票の実施を政府がオーストラリア選挙委員会(Australia Electoral Commission)に命じることが可能となり、本年11月から12月にかけて代表者の選出が行われる見込みである。